

(第一類 第一号)

第二十六回国会
衆議院

内閣委員会議録第二十四号

(三五二)

昭和三十三年三月二十八日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 相川 勝六君

理事大平 正芳君 理事床次 徳二君

理事福井 順一君 理事保科善四郎君

理事石橋 政嗣君 理事受田 新吉君

江崎 眞澄君 大村 清一君

大坪 保雄君 北 吟吉君

薄田 美朝君 辻 政信君

八田 貞義君 眞崎 勝次君

栗山 博君 山本 象吉君

飛島田一雄君 淡谷 悠藏君

有馬 輝武君 片島 港君

木原津與志君 下川儀太郎君

西村 力弥君 森本 靖君

横路 節雄君

出席國務大臣

國務大臣 松浦周太郎君

國務大臣 大久保實次郎君

出席政府委員

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官(事務給与局長) 瀧本 忠男君

人事院事務官(事務給与局長) 慶徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

人事院事務官(事務給与局長) 廣徳 庄意君

三月二十八日

委員田中龍夫君、木原津與志君、下

川儀太郎君及び中村高一君辭任につ

き、その補欠として八田貞義君、片

島港君、森本靖君及び有馬輝武君が

議長の指名で委員に選任された。

同日

委員八田貞義君及び森本靖君辭任に

つき、その補欠として田中龍夫君及

び下川儀太郎君が議長の指名で委員

に選任された。

三月二十六日

恩給額調整に関する請願(高橋等君

外十名紹介)(第二四二五号)

同(有田喜一君紹介)(第二四二六

号)

同(河野密君紹介)(第二四二七号)

同(戸塚九一郎君紹介)(第二四二八

号)

同(原健三郎君紹介)(第二四二九

号)

同(菊池義郎君紹介)(第二四五七

号)

同外四件(竹山祐太郎君紹介)(第二

四五八号)

同外二件(渡邊元三郎君紹介)(第二

四五九号)

同(並木芳雄君紹介)(第二四六〇

号)

同(渡邊良夫君紹介)(第二四六一

号)

同(有田喜一君紹介)(第二四九六

号)

同(大森玉太君紹介)(第二四九七

号)

同(徳田與吉郎君紹介)(第二四九八

号)

同(中島義君紹介)(第二四九九号)

同(南好雄君紹介)(第二五〇〇号)

同(山口好一君紹介)(第二五〇一

号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第二

五〇二号)

旧軍人関係恩給の加算制復元に関す

る請願(白井莊二君紹介)(第二四

三〇号)

同(田中彰治君紹介)(第二四三一

号)

同外六件(池田清志君紹介)(第二四

六五号)

同(松永東君紹介)(第二四六六号)

傷病恩給増額に関する請願(赤松勇

君紹介)(第二四三二号)

同(竹山祐太郎君紹介)(第二四六三

号)

傷病恩給受給者の家族加給に関する

請願(赤松勇君紹介)(第二四三三

号)

同(竹山祐太郎君紹介)(第二四六四

号)

行政機関職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

労働省職員定員法第二條第一項の

旧軍人関係恩給の増額等に関する請

願(並木芳雄君紹介)(第二四五六

号)

同外一件(岡崎英城君紹介)(第二

五〇四号)

旧海軍特務士官及び准士官の恩給是

正に関する請願外一件(安藤覺君紹

介)(第二四六二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

八五号)

特別職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

八八号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する

法律案(内閣提出第九一号)

行政機関職員定員法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第三二号)

○相川委員長 これより会議を開きま

す。

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案、特別職の職員

の給与に関する法律の一部を改正する

法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正

する法律案及び行政機関職員定員法の

一部を改正する法律案の四法律案を一

括議題とし、質疑を続行いたします。

石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 昨日答弁が保留さ

れました問題につきまして、お答えを

願うことにいたしました。簡

単にやりますので、率直なお答えを願

うと思います。

○松浦國務大臣 養老年金その他恩給

制度というものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

最初は大臣にお尋ねいたしたいので

ありますが、頭打ちの問題が非常に非

常な問題になっているわけでございます

が、これを根本的に解消するというよう

なことをために、将来におきまして

国家公務員にも定年制を考へるという

ようなことはないか。現在地方公務員

につきましてはこの問題がすでに頭を出

しておることは御承知の通りでありま

すが、この点、そういうことは全然考

えておられないかどうかというこの御

答弁を願いたいと思います。

○松浦國務大臣 養老年金その他恩給

制度というものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

て今のようなものを総合的に考え

しては、現在のところ定年制については全然考えておりません。

○石橋(政)委員 私、きょうは持ち時間を持っておりませんが、その点さらにはかの委員からやってもらうことにいたしましたので次に移ります。

今度の給与改善が一体どの程度のものかということが論議されているわけでありまうけれども、本年度に比べまして来年度は平均六・二％上昇するということとはわかるわけでございますが、四月一日現在におきましてもこの点が六・二％というものが大体確保されるものであるかどうか、この点政府側から御答弁を願いたい。

○大山政府委員 今回の改正案におきましては、三月三十一日現在の俸給に一号上げましたもので四月一日に切りかえる、さらにその後の切りかえ時期あるいは昇給期間等におきまして三カ月の短縮を行うというような方法によりまして、年間を通じまして六・二％程度の改善を行うということになっております。その関係で四月一日に直ちに六・二％上るということにはならぬというわけでございますが、それでは四月一日にどの程度上るかという問題は、実は普通の定期昇給の問題がからみますので、的確に把握したいところでございます。一応の推定といたしまして

趣旨かと思うのですが、年固を通じまして定期昇給の要素を除いて六・二％上るといことは、四月一日に六・二％上るといふことと実質的には同じである、予算上も同じであるといふように考えておられますので、その点お答え申し上げます。

○石橋(政)委員 それでは次に移ります。

一昨日、私例をあげて申し上げたのでございしますが、たとえば旧高専卒で経年数三十年、現在十一級四号、三十一年四月一日昇給の病院事務長、大学史料編纂所事務長、こういうような人が今度の政府案によって切りかえられる場合に、まず格づけの問題です。

が、行政職第二表の四等級に格づけられますと、現行給与よりもはるかに悪くなつて参るわけであります。これをよく考へるためには、どうしても三等カパーするためには、どうしても三等級に格づけしてもらわなくちゃならぬといふ問題が出てくるわけでありまして、一般論といたしましては、大体こういうふうに不利になることが明らかになるものについてはカパーするという答弁をいただいておりますが、具体的な例といたしまして、今申し上げたように、こういう場合には三等級に格づけしていただけるものかどううか、この点政府側並びに人事院側から御答弁をお願いしたいと思つて

○大山政府委員 具体的な法律の実施、格づけの問題でありますので、人事院からお答え願うのが適當かと存じます。

○慶徳政府委員 ただいま御質問の問題は、実は小委員会においても目下審議途上でございますので、その実情を

さらに調査いたしました上に、そうい
うほんとうに不利益になるようなもの
のについてではできる限り善処いたし
たいと思います。

○石橋(政)委員 これなどは明らかに
不利になることがわかっておるわけ
でございますから、完全にカバーされ

でも承認できませんし、与党の諸君にいたしまして、改善をしたと称して、実はこういうふうな明らかに不利なものが出てくるということは認められないものと考えますので、さらに折衝を続けていきたいと考えます。

もう一つ問題を提起いたしましたわけですが、税務職の四等級に格つ

けされる人の問題を一日ここに持ち出したわけでありませう。もう一度申し上げますと、三十二年の三月三十一日現在で税務職七級六号の人、これは昇給六カ月経過者であります。この人が今度は四等級に格づけされるといつたような場合に、二年三カ月目から二年六カ月目、この三カ月の時点をとらえて本俸額を比較いたしてみますと、現行でいった方が今度の政府案でいくよりも、本俸の絶対額が上回るといふ例が出てきておるわけでありませう。これはこの一例にとどまらず、相当あるんじゃないかと思うわけですが、まずこの点お認めになるかどうか、調査室長からお答えをお願い、お認め

善したと称するその案でいけば、二年
三カ月目になると、今のまゝいつた方
が月給は幾らですかと聞かれたときの
いわゆる月給額が、明らかに高いとい
うふうなばかげたことは、やはり改善
とは言えないのじゃないかという気が
するわけでございますが、この点の力

とをとお答え願いたいと思います。

○大山政府委員 御指摘になりました例につきましては、私どもの検討いたしましたところによりますと、たまたま御指摘になりました例のところは、途中の案で十五カ月になっておりましたのが、最終的には十二カ月になりましたために、一応その部分に関する限り

は問題が解消しているという問題のよう
に思われるのであります。ただ、な
またまその例はそうでございしますが、
一般的にそういう例は絶対にないかと
いうふうなお話でございすると、これ
はないとは申し上げかねるかと思いま
す。と申しますのは、今回の俸給表の
改正がそれぞれの職務によりましてあ
るいは頭打ち、あるいはワク内に入っ
て昇給率がよくなるというよりな点を
平均化し、なめらかにしておるという
ような関係で、ある時点におきまして
は、お話のような事態が起るといふこ
とは考えられると思うのであります。
ただ、ある時点あるいは短期間をとり

ますれば、そういう現象が起り得ると思ふのでありますが、さらに長い期間を考え、あるいはこれを俸給表として、制度として考えていただくならば、決して悪くはならないというように考へるのであります、そういう部分的な不利益までもカバーしなくてはいかぬと

次第であります。このことは人事院の勧告並びに政府案においてそのいふような事情が十分反映しておる、このように考へております。ただ教育職に関する限りは、これは長らく同一な勤務をいたすわけでございますので、これはやはり学歴差と申しますか、資格の差と申しますか、こういうものが給与決定の基準にならざるを得ないのでございまして、この点は教育職だけはちよつと様子が違つております。

○石橋(政)委員 それでは終ります。
○相川委員長 八田貞義君。

○八田委員 具体的な問題に入る前に一般的な問題を質問させていただきますか、と思います。

今まであつた職種が八つの職種に変わつて、俸給表も研究、医療、技能、事務の三俸給表が變つて参りました。さらにまた等級は今まで十五等級があつたわけでは七等級に變つて参りました。またあるいは研究職とか、教育職、技能職等におきましても等級が分れております。この問題についてですが、一体この等級はどういうふうな理解したらよろしいか、これを職階給と見るのかどうか、その点につきまして大臣から御答弁をお願いしたいと思います。

○松浦國務大臣 しばしばお答えした問題であります、まず十五等級を七等級にしたというところでありますが、現在の職務給が大体七つになつております。それが十五に分れておりましたからかえつて今までのものは複雑でありますので、簡素にするという目標のためにやつたのでありますが、職階制を目標にしてやつたものではありません。

ん。職務給と生活給を調和させたものであります。種類が五種類であつたものを八種類にしたということに對しましては、人事院の勧告を尊重したものでございまして、人事院の方からお答えをお願いしたいと思います。

○濠井政府委員 最初の問題でございますが、現在ではなるほど十五の階段的な職務の級を設けております。しかしこの十五の職務の級というものは、必ずしも精密な職務分析をやつて十五に並べたものではないのであります。大体これくらいだろつといつてこしらえて、それを今日まで運用して参つたのであります。これは必ずしも官庁の実態に即しておるものではない。むしろこれは七つ程度に簡素化してやつた方がよろしいのではないかと、これを十五に分けたために複雑になりました。各職務の級ごとに俸給が最高俸給に達して上にはいかないものが出てくる、いわゆるワック外、頭打ちという現象もございまして、そこでこれはまず七つ程度にした方がかえつて官庁の実態に即しているのではないかと、このことではございますが、その点は労働大臣がお答えになつたと同じことでありまして、人事院もそのつもりで勧告はいたしましたのでございます。

それから俸給表をふやしましたのは、従来主として一般行政職の中にあつたものを、この種の程度の職務に分けていく、俸給表を別にして違つた昇給曲線をとらせる方が適當であるとかさう考へて勧告したのでございまして、政府においてもそのように御裁量になつてゐる次第でございます。

○八田委員 そつとすると等級というのは職務給と生活給とを調和させたもので、さういふふうな大臣の御答弁がありました、さういふふうな了解してよろしいのでございまして。

○濠井政府委員 これは先日もお答えを申し上げたのでございまして、どんな給与体系を見ましても、職務給的要素の入つてない給与体系というものはないと思ひます。これはどの国でもさうでございまして、日本における民間の給与体系を見ましても、まず戦後で一番有名な電産の賃金体系等に始まるこの給与体系というものは、職務給的なものが必ず入つております。しかしまた同時に生活給を無視した給与というものは成り立たぬのでございまして、職務給的なものと生活給的なものとが入つておるように入つております。ただ職務給とか生活給とか申しますのは、どつちの要素を強めるかという問題になつておるのでございまして、公務員法の建前から申しますと、最終的には職務給による。職階制というものは最も合理的な職務給であると言ひ得るのでございまして、今回の勧告もしくは政府案というものは、その職務給の程度には至つておりませんが、職務給的なものであるというのでございまして、ただしわれわれといたしまして、日本の現状にかんがみまして職務給的な職務給をあまりに強めるということはいけません。これは生活給と調和されてやらなくちゃいかぬ。そこでまず第一に各等級の俸給を相当深くオーバーラップしておるのでございまして、もし純然たる職務給でございしますならば、課長は局長にならない限り頭打ち

をやつてもいいわけなんでございまして。しかしながらわれわれといたしましては、課長が局長にならなくとも俸給はある程度上がる。そこに職務給的な要素は含まれておると思つております。また最高級に達してからあともワ外昇給という制度を認めて、上の等級にいかずともワ外において昇給する道を開いておる、さういふ点が生活給的要素が職務給と結びついておるのでございまして。同時に間接的には、人事院といたしましては、標準生計費というものを調査いたしました、これをものさしといたしまして、生活に困るような給与でないようにという配慮をいたしておる次第でございます。

○八田委員 そつとすると号俸はどういうふうな意味を持つてゐるのでありますか。

○濠井政府委員 各等級におきまします号俸というものは、これは世界各國の公務員制度におきましても、やはり号俸の幅というものがございまして、ただいま總裁から申し上げましたように、生活給と職務給の調和でございまして、同じ職務をやつておるにしても、やはり家族がふえていくとかあるいは生活範囲が広がるといふようなことに即応する面もございするし、またその職務をやつておるものと習熟するといふ面もございするし、また同じ職務をやつておつてもやはり給与が上るのだという励みの面もございします。さういふ面を考慮いたしまして、この俸給表の幅、すなわち号俸の数がきめてあるわけでございます。これは各國の例で見ますと、その幅は比較的短かいのでございするが、わ

が国の場合におきましては、現在の諸事情を勘案いたしまして、相当この幅は伸ばしてある、このように考へております。

○八田委員 そつとすると、等級は職階を表わすものであつて職務給的な意味合いを持つたものである。さうしてその中には技術職あるいは経験年数とかいふものを加味して号俸というものが組み立てられておるのである、さういふふうな理解してよろしうございしますか。

○濠井政府委員 その通りでございします。

○八田委員 そつとするとこの等級と号俸によつて俸給ができるわけですが、さうするとこの昇給期間が十二月になつてゐるものがあるいは十五カ月になつてゐるものがあるいは十八カ月になつてゐるものがある、これがいろいろな職種によつてこの上り方がみな違ふのです。これは一体どういふふうな解釈したらいいのか。これは詳しく申し上げないとおわかり願ひないと思ひますが、号俸の数を多くした方がその等級に對して優遇になるのか、あるいは号俸の数を少くした方がその等級に對する優遇になつて、次の等級に上ることができるといふ可能性が強まつてくるかどうか、号俸の数と等級の上り方の関係、多い方が等級の上つていくのにいいのか、少い方が等級の上つていくのにいいのか、これをお教へ願ひたい。それからさらに昇給期間との関係です。

○濠井政府委員 号俸の数が多いいいか、少いいいかということでは

ございますが、今回の人事院の勧告並びに政府案におきましても、たとえば人事院は六カ月、九カ月という制度を採用いたしておりますし、政府案は原則として十二カ月という制度を採用されておりますが、これは現行給与法におきまして、昇格基準表とか、いろいろな級別定数とかによって、現実の運営が行われておるのであります、その現実の昇給率を、たとえば行政職でございましてば行政職に対して、現在の平均的な昇給率を保証しよう、また税務職であれば税務職に対して保証しよう、公安職であるならば公安職に對して保証しよう、こういうことでできておるのであります。従いまして十二カ月期間の昇給率というものは、現在たとえば係長なら係長が許されます職務の級というものの平均昇給率になっておる。政府案におきましてはさらに例外給と申しますか、特段の場合に許されます上の級に上り得るところまでこれを合せまして平均いたしておるのであります。その後の十五カ月、十八カ月というところはむしろ現在ワーク外になります人々というよりなものを考慮するということと、また俸給表の耐用年数というものを考えるということで昇給の速度というものを一応落してあるのです。

「委員長退席、大平委員長代理着席」

で、俸給表の幅が狭い方が有利か広い方が有利かという問題でございます。これが、これは一がいにはなかなか申しがたいと思うのであります。ただ無制限に上の等級へ上げ得るというような状況のもとにおきましては、これはむしろ俸給の幅が狭い方が有利であると言

えるかもしれませんが。しかしながら大体におきまして行政職あたりにおきましては、ほぼ職務の段階、たとえば課長でありますとか、あるいは局長でありますとか、または部長でありますとか、あるいはポストの数がおぼつかまつております。またそれと同程度の職務内容を持つものを評価して考えるといったしてもその数はほぼ一定しております。そういったしまするとやはりそういう上のポストのあきがない限りは上れないということになります。そのときに俸給の幅が非常に短かい場合におきましては、もしワク外昇給がなければ昇給ストップという現象が起つて参りまするし、ワク外昇給がもしございまして、それは非常に速度が落ちるということになります。そのような場合には俸給表の幅が長い方が一般的に有利であるということになるのでありまして、いろいろな状況によりまして有利、不利が出て参る、このように考えております。

○八田委員 教育職、研究職、医療職、行政職、この四つについて見ますると、人事院勧告と政府案との食い違いが非常にあります。政府案の方は教育職を六等級にし、人事院の方は五等級にいたしております。研究職は政府案の方は七等級にし、人事院の案は五等級にしておる。医療職は政府案の方が五等級、人事院の方が四等級、行政職の方は、これは人事院も政府案もともに同じでございます。この食い違いでございますね、これは大臣から御答弁を願うかあるいは局長から一つ。

○松浦国務大臣 ただいまお問いの研究職、医療職、教育職等の関係は大体現行の制度を見合せて考えたのでござ

いまして、決して不利になっておるとは思っておりません。人事院の勧告及び政府の立案に対する詳細な内容については大山室長から一つ……。

○大山政府委員 教育職の一の俸給表につきまして、勧告が五等級でありますのに、今回の改正案において六等級にいたしておりますのは、六番目の等級を下に一つ追加しておるのでございますが、これは大学等におきます教務職員が現在教育俸給表の適用を受けておるのでございまして、勧告におきましてはこれを調整額をつけましてほかの方の俸給表に持つていくという形になっておりますが、前回に御説明ありましたように、調整額の問題を俸給表に織り込むという形の俸給表にいたしましたので、政府の改正案におきましては、現行通り教務職員を教育職俸給表の適用を受けさせる、そのために一等級ふやしておるのでございます。

それから研究職俸給表は、勧告が五等級であるのに改正案において七等級になつておりますのは、上の方に一等級をふやしております。これは研究所長のうち特に大きな所長の入る等級といつたしまして、行政職一等級に相応する一等級を設ける方が適當である、かように考えまして一等級を追加いたしておるのでございます。それからもう一つふえておりますのは、下の方に七等級をふやしております。これは補助研究員と申しますか、補助的な研究を行う者につきましてやはり研究職俸給表を適用することが適當である、かように考えまして下の方に一等級ふやしておるのでございます。

医療につきましては、勧告の医療の一の等級が四等級でございますが、そ

のうち薬剤師の関係を別に分離いたしましたして、医療職俸給表の二にいたしてゐるのでありますが、さらに病院院長及び療養所長のうち特に大きな病院、療養所の院長、所長のために、やはり先ほどの研究職で見ましたのと同じ意味の一等級を設けたということで、同じようにこれは五等級構成になっております。

行政は御指摘のありましたように、七等級構成で同様でございます。

○八田委員 この等級別の問題ととも
に号俸の差も四つの中に相当差ができて
おります。もちろんこれはいろいろな
説明がつくのでありますが、ただ私が
大ざっぱに見たところでは五等級につ
いて調べてみますと、行政職は十六号
に分れております。教育職は二十一号
になっておる。研究職は二十四号に
なっております。医療職が二十二号になっ
ております。それを昇給期間をさらに
区分いたしてみますと、行政職は五級
職におきまして、号俸が上って行くの
に九号までが十二カ月でございます。

十号から十二号までが十五カ月になっておるのです。教育職の場合には六号までは十二カ月、ところが七号から十二号までは十五カ月。研究職は、十六号までは十二カ月、十七号から十八号までは十五カ月。医療職は十一号までは十二カ月、十二号から十八号までは十五カ月、こういうふうになっておりまして、これをいろいろな組み合わせをやってみますと、行政職の方が早く昇進して、年若くして他に転職ができるというような、異進の道ですか、昇進の道が非常に開けているように見えるわけです。そこで大臣に一つ御答弁をお願いします。行政職の俸給は、勸

告案では最高六万七千円となっております。ところが政府案では、今度七万二千円としておるわけであります。行政職につきましては、先ほどいろいろ異なる数字から申し上げましたように、優遇されてきておるのに、さらに最高俸を人事院の方から六万七千円と出しているものを、七万二千円に上げておる。こういふことを考えますと、行政職を非常に優遇しているように印象づけられるのですが、この点につきまして大臣から……。

○松浦國務大臣　御指摘のように、六万七千円に人事院が勧告されましたものを七万二千円にいたしましたことは、現行制度が七万二千円になっているものでありますから、この現行制度七万二千円になっているものを六万七千円にいたしましたならば、またずいぶん議論になるだろうと思ひまして、現行制度をこの点は重んじたのでございます。研究の方は、やはり同じように七万二千円にいたしております。今昇級年次の各職業によつて違ふという御指摘がありました、この技術的の一面に對しましては大山室長から答弁させていただきます。

○大山政府委員　ただいまそれぞれの五等級について御比較がございましたが、実は各俸給表ごとに等級を横に比較しますことは非常にむずかしい問題でございます、これを直接に比較するといふことはなかなかできない、また誤まりを生ずる問題ではあるまいかというように考えております。御指摘のように、行政職の五等級は係長、あるいはそれと同程度の職務ということでございますし、教育の五等級は助手でございますし、それから研究の五等

○大山政府委員　御指摘のように、現在七万二千円の最高額を受けておりますのは東京、京都の両大学の学長であります。なお今回俸給表を作るに当り

ざいますか、になつておつて、大阪とか九州とか北海道とか東北の学長は、現在それまで上り得ないですね。その差は一体どうして出てきているか、こ

○八田委員　今京都と東京は規模によつてそういふふうな俸給額をもらつてゐる、こゝおつしやいましたが、旧帝大は規模においては全く同じでござい

類されましたか、これを一つお知らせ
願いたい。

○大山政府委員 試験所、研究所等で
人事院が指定するものに勤務せしめし

おられる場合もありますけれども、これは教授としてやっておられるのでございまして、そういう意味におきまして大学の研究所におられる方もこれは

教育職として取扱つておるのであります。

○八田委員 教授というのは、これは定義がむずかしくなつてくるのです。が、講座を持つておる人を教授というふうにお考えになつておると思うのです。ところが講座を持つておらない教授がたくさんおるのです。付属研究機関で純然たる研究をやつておるのです。講座を持つていない、しかし大学教授という肩書きを持つておる。そういう人は純然たる研究に従事しておるから当然研究職に入るのです。研究業務だけやつておる、講座を持つていないのです。それで大学で大学の付属研究機関に勤めておるから、教授という名前をもらつて講座を持つていないけれども研究職に入らぬ、そして教育職の俸給をはめるといふことはちよつと矛盾しておらぬでしょうか。

○瀧本政府委員 業務内容から指摘いたしますと、確かに御指摘のような点もあつたかと思つておられますが、大学の教授はたゞいまも申し上げましたように、研究に専念されておられる方もござりますが、やはり大学の審議会等におきまして選考を経まして教授になつておられるのでございます。こういう方はすべて教育公務員特例法を受けておられますので、われわれの方はこれを教育職として取扱つておるのであります。

○八田委員 だんだん話しを進めて参りますが、私は国会に出る前には、東大の伝染病研究所に移りました。次いで国立公衆衛生院に移りました。次いでまた薬学を主とする。国立衛生試験所に移りました。その間においてだんだんと俸給が下つてくる。そこで私は

前から研究機関におりました非常にこの矛盾を感じておりました。教育職から研究職に入ると現在においても給料が下つてしまふのです。これはどうしてこういうことになるのだからというところで、研究内容も全く同じであるから、同等の待遇というものを要求しておつた。研究公務員は教育公務員とその職責あるいは任務というものが全く同じでございます。そこで研究公務員特例法を作つてくれというのを運動して参りました。この点は人事院も日本学術会議もともに助力してくれました。

○八田委員 政府側から大臣のかわりに御答弁願ひたい。

○大山政府委員 今回の給与問題につきましては、人事院勧告に従ひまして研究職俸給表を別に作つたのでございますが、研究公務員特例法の問題につきましては、今後さらに研究を続けたい、かように考えます。

○八田委員 研究されるという言葉を、私は必ず実現できるという期待をもつて受け取つていいかどうか、どうでしょうか。

○大山政府委員 事務当局といたしましては、そこまではつきりたいたいまいと申し上げる自信はございませんが、さらに事務的に検討を進めたいと思ひます。

体どういふふうになつてしまつたか、これについて人事院の方からお知らせ願ひたい。

○瀧井政府委員 研究職の公務員の給与法を作るかどうかといふことは、これは政府の問題でござりますが、人事院といたしましては、今回の勧告におきまして、研究職の俸給表というのを別にこしらへたといふことは、私はその第一歩の優遇の措置だろつと考へておられます。その制度のことにつきましては、後刻大臣からでも一つ……

○八田委員 政府側から大臣のかわりに御答弁願ひたい。

○大山政府委員 今回の給与問題につきましては、人事院勧告に従ひまして研究職俸給表を別に作つたのでございますが、研究公務員特例法の問題につきましては、今後さらに研究を続けたい、かように考えます。

○八田委員 教員と研究員との間には、ほんとうに職責においても任務においても差がないのです。どうか一つ委員長からも、特例法を作るというところにつきまして、十分に強い推進力を發揮していただくことを願ひいたします。

またしたことがよくわかるわけでありました。この表を見ていただきますと、氏名はA、B、C、Dといふようにアルファベット順に分けておりますが、教育職から研究職に転任した場合のいろいろ矛盾した例を、実際例について調査したものでございます。たとえばAという人が東大の医学部を卒業しまして、昭和二十三年九月でございまして、給料が一万五千六百円でございますが、厚生省の所管研究所に入つて参りますと、八級四号になりまして、給料が一万四千六百円に下つてしまつた。しかもこのAという人は二十九年一月一日に就任して一万五千六百円も入つたのは二十九年四月十六日でございまして、一万四千六百円に下つてしまつた。こういうような例をずつとあつてあるわけでございます。さらにまた高等学校等の教育職員級別俸給表によりまして、東京都の教育職から研究職に転任した例もあつてあります。やがて研究職の方が下つてきておるわけでございます。このようないふことが現在やられておるわけで、研究機関といふものが人材を確保しておくのに難澁を来たしておる状態でございます。ですから、この表から申し上げることができ

るの、大学関係の研究者を研究機関に迎へる場合には、その給与を引き下げないで部内では不均衡を生ずるといふような結果が生まれてくるわけでありました。こういうことが行われまうと、逆に研究所から大学に転任することゝ容易になつてくる。大学からは研究所に入る場合には給与が下つてくる、研究所から大学の方に入る場合には

は給与が上つてくる、こういうことになりまうとスムーズな人事交流といふことはできません。年とつた人は仕方がないとしましても、これからどうん勉強していかなければならぬ青年学徒が一定の職に固定されてしまふ。そういうことは研究者の視野を狭くしてしまふ、さらに学識経験といふものを豊かにしない、こういうような状態になつてくるわけでございます。私はずつと二十三年から研究機関にあつてこの矛盾といふものを強く体得して参りました。学者の修練を積むために交流をよくする必要を感じて参つたのであります。現在いろいろな研究機関の部長級の人々を見ましても、当然十級以下に甘んじておるわけでございます。こういう矛盾がやはり新給与体系におきましても同様に出てきていゝわけでございます。たとえば例を申し上げましますと、医師の場合には、医科大学を卒業して、インターンを終つて、国家試験を終つて医師という免状を受けるのであります。同年に卒業した医師が国立病院に行きますと一万一千八百円の初任給が受けられる。ところが研究所に奉職しますと一万一千四百円で、四百円だけ少い。そして年々の昇給の差額の不一致によりまして、この四百円の差は数年後には千円になつて参ります。このようないふことは、医学研究機関では、有為の人物に逃げられてしまふといふことは、火を見るより明らかでございます。こういう矛盾につきまして、一俤人事院並びに政府当局はどういふふうにお考えになつていられるか。これをやはり是正

していかなければならぬ。このようなことでは、科学振興などと申しまして、も、学問尊重などと申しまして、とりて行えない。研究機関を衰微させるようにしておき、人材を喪失しておいて科学振興なんかはとてできないと思う。しかも研究職と称し、教育職と称し、職責も任務も全く同じでございませう。その矛盾を今後どうして是正していくか、一つ政府当局並びに人事院の方から御答弁をお願いしたいと思ひます。

○浅井政府委員 ごもつともなお尋ねてございませうが、これは非常にむずかしい問題だと思ひます。ただいまの御趣旨は研究職の職員の研究の振興という見地から述べられたのでございませうが、また一方においては教育振興というより立派なものでございませう。最近におきまして教員の俸給表が非常によくなつた。ことに最近三本建にいたしました。以来、調整号俸がこつちについている、そういうところからくるのだらうと思つておられます。そこでわれわれの方といたしましては、まず第一に従来一般行政職の俸給表の中にありました研究職を取り出して、教育公務員におけるごとく研究公務員の俸給表をまず作つた。それじゃこの研究公務員をもつと上げればいいじゃないかというところに陥着するのでございませうが、それはまた今度医療職とか一般職との権衡上、そう一ぺんにはなかなかできないのであります。しかし御趣旨のようないことは、ともかく今回の勧告並びに政府案におきまして、研究職の俸給表を特に独立させたという点は、十分お認めをお願いしたいと思います。

○粟山委員 関連して。私は同僚八田君の質問はまことに適切なものであり、それに対しての人事院総裁の答弁を承つておきますと、まことに物足りない。こういうことに對しては特に人事院が中心になつて、政府全体の大きな責任においてこの問題を解決するといふ非常な御決意があつてしかるべきだと思ひます。この機会に一言申し上げたいことは、教えることはもちろん大事である、しかし研究が世界的に見ましてもいかに重要なものになつておるかというところは重要な待たないのであります。たとえば原子力の研究、いろいろ各方面に近代の科学といふものは非常に進歩しております。それでありますから、各方面の非常に進歩した科学研究を一人ですとめ得ない。かつての政治と今日の政治は大きく違つてきておる。そういうふうな非常に専門的に進んだものが国の力となつて、大きくいへば世界の平和があるいは世界の不安をそれで結末をつくるというほど重大な結論を生み出すのに関連しておるのであります。そういう場面から考えるならば、教育はむしろ大事でありますけれども、研究こそは電波といふ必要は人文科学といふ、物理化学といふ必要は、すべての方面の研究にこそ今日力を入れなければならないのであります。教育に専念する人はむしろ大切で、教育に専念する人は高い教育と高い人格とを必要としたし、研究そのものは専門の方面においては無限度のものに拍車をかけにいくなつたところに大きな力と価値があるのでありますから、ここにおいて私は政府当局の考え方というものは根本的に変えなければならぬときがきた

と思うのです。この点について、いろいろ方面の研究に属する人には何がしかの特殊な便宜を与えるという覚悟がなければならぬと思ひます。そうでなければ日本はよくなりませう。日本はこれの苛烈なる競争場裡において、日本といふ小さな島にうすうすまつておる国民の力といふものを發揮することはできません。この点について私は総裁に御一考願ひたいと思ひます。私は数年前人事院といふものができて総裁が選任されたときに、非常に博識にして人格の高い総裁がその任につかれたといふから、これは今までのような官僚の弊害といふものが避けられるぞと楽しみにしてきつた。しかし今日になつてみると、まことに影が薄くなつてきておる。いろいろな方面からの圧力に耐え得ないような形にあるといふ気がする。これを率直に申し上げます。数年来そういうふうな影の薄い感じがする。その組織ができて、ポストができて、そこにはつばな御人格の人がすわられたと思つと、実際の成績からなれば影が薄くなつてきておる。私は国家のために非常に心さびしく思つておつたのであります。今八田君の実に均衡を得たところの質問に對してもたよりない御返事を聞きまして、私は非常に残念に思ひます。ことに大学の問題などは、東京大学とかあるいは京都大学とか、何も特にこれに力を入れた必要はない。ことに日本のように亜寒帯から亜熱帯にわたる帯のやうな国で、そしてこの小さな島に馬の背中のやうなところに大学が方々にたぐさんでいておる。できておるのはけつこうだから、その地方においての特色を發揮し

て、そこにりつぱな地についた学者が生まれてくれればよろしいのである。私は寮閣でありますけれども、今いろいろ中小企業の問題なんかやましくなつておるが、名古屋大学には中小企業を専念研究せられておる、あまり名高くないが、りつぱな学者がおるはずである。また四国のある大学にはアメリカといふものに対する研究に非常に広範な深い造詣を持つて勉強しておられる学者がいるはずである。北海道においてしかり、九州においてしかり、地方の単科大学にもりつぱな人がおるのです。必ずしも東京大学、京都大学あるいは九州大学に限るのじゃない。ほんとうにマス・コミュニケーションに迫られて、世上のうわさを気にかけて、そして座して生活の資を得ておるやうな、売名の徒にすぎないやうな学者すらある。そういう点については人事院のごとき、文部省のごときはきわめて公平に、きわめて厳格に研究をしておかなければならぬ、注意をしておかなければならぬ。これなくしては日本のほんとうの教育といふものは発展しない。非常に誤まつたものがここに生まれてつづいておる。でありますから、まじめな学者、素質のいい学者、研究者に對してはいかなる方法を講じましてこれに十分の便宜を与えるだけの考えは人事院にあるものであらなければならぬ。むろん文部省においてもなければならぬと思ひます。むろん政府においてもこれは考えなければならぬ。こういふことにおいて、まず人事院といふものは重大な権限を持つものである、職責を持つものであるといふ大きな自覚を持つていただきたいことを私はここに希望いたします。一言人事院総裁に

申し上げておく次第でございませう。あえて返事はいたたく必要はございませう。

○浅井政府委員 せっかくのお伺ひでありますから、私からちよつとごあいさつの意味で申し上げたいのであります。御趣旨はよく了解しております。私は今回の研究職の俸給表を新設いたしましたことはその出発点である、かように考えておる次第でございませう。なお大学総長について、二の大学総長を非常に優遇しておるといふお話でございませうが、これはずっと前は十五級職の大学総長は東京と京都しかなかったものであります。それを人事院創設以来だんだん十五級職をふやして参りまして、ただいまでは十五級職ならざる大学総長は非常に少数になつておる。漸次これは上の方に上げておる、そういう努力はしておるつもりでございませう。

○八田委員 ほかの職種に比べて研究員の待遇といふことは現段階においてよりはつきりしておるわけなんです。たとえば教育職とか研究職とかいふものに比べてはつきりと現在においては矛盾があるわけなんです。これはもうこの表でお示しした通りであります。しかも研究員は全く一生研究に没頭しておりまして、他の行政職なんかではどうして想像できないやうな状態のものと、研究に自分の全力を上げ、全知を上げて一生をそこに捧げておる。こういふ篤学者が非常に多いのであります。今度の給与体系は、少くともこういふ矛盾を直していこうという精神にあつたものと思ひます。ところが現在この新給与体系を見まして、医療職と教育職とはほぼ均等いたしました。今

て、そこにりつぱな地についた学者が生まれてくれればよろしいのである。私は寮閣でありますけれども、今いろいろ中小企業の問題なんかやましくなつておるが、名古屋大学には中小企業を専念研究せられておる、あまり名高くないが、りつぱな学者がおるはずである。また四国のある大学にはアメリカといふものに対する研究に非常に広範な深い造詣を持つて勉強しておられる学者がいるはずである。北海道においてしかり、九州においてしかり、地方の単科大学にもりつぱな人がおるのです。必ずしも東京大学、京都大学あるいは九州大学に限るのじゃない。ほんとうにマス・コミュニケーションに迫られて、世上のうわさを気にかけて、そして座して生活の資を得ておるやうな、売名の徒にすぎないやうな学者すらある。そういう点については人事院のごとき、文部省のごときはきわめて公平に、きわめて厳格に研究をしておかなければならぬ、注意をしておかなければならぬ。これなくしては日本のほんとうの教育といふものは発展しない。非常に誤まつたものがここに生まれてつづいておる。でありますから、まじめな学者、素質のいい学者、研究者に對してはいかなる方法を講じましてこれに十分の便宜を与えるだけの考えは人事院にあるものであらなければならぬ。むろん文部省においてもなければならぬと思ひます。むろん政府においてもこれは考えなければならぬ。こういふことにおいて、まず人事院といふものは重大な権限を持つものである、職責を持つものであるといふ大きな自覚を持つていただきたいことを私はここに希望いたします。一言人事院総裁に

申し上げておく次第でございませう。あえて返事はいたたく必要はございませう。

○浅井政府委員 せっかくのお伺ひでありますから、私からちよつとごあいさつの意味で申し上げたいのであります。御趣旨はよく了解しております。私は今回の研究職の俸給表を新設いたしましたことはその出発点である、かように考えておる次第でございませう。なお大学総長について、二の大学総長を非常に優遇しておるといふお話でございませうが、これはずっと前は十五級職の大学総長は東京と京都しかなかったものであります。それを人事院創設以来だんだん十五級職をふやして参りまして、ただいまでは十五級職ならざる大学総長は非常に少数になつておる。漸次これは上の方に上げておる、そういう努力はしておるつもりでございませう。

○八田委員 ほかの職種に比べて研究員の待遇といふことは現段階においてよりはつきりしておるわけなんです。たとえば教育職とか研究職とかいふものに比べてはつきりと現在においては矛盾があるわけなんです。これはもうこの表でお示しした通りであります。しかも研究員は全く一生研究に没頭しておりまして、他の行政職なんかではどうして想像できないやうな状態のものと、研究に自分の全力を上げ、全知を上げて一生をそこに捧げておる。こういふ篤学者が非常に多いのであります。今度の給与体系は、少くともこういふ矛盾を直していこうという精神にあつたものと思ひます。ところが現在この新給与体系を見まして、医療職と教育職とはほぼ均等いたしました。今

まで低かった医療職が教育職に均等化されてきました。ところが研究職の方は下の方に置かれておる。これでは厚生省関係の医師、歯科医師を擁する研究機関は、今後人材を求めるのに一ネり困難を感じてくるのです。先ほど要山委員からも関連してお話ございましたが、これをこのままでいったのではわが日本の科学振興というものはできないわけです。ただ教育職の方にだけ給与を高くしておいて、研究職の方はぐっと下に下げておる。このために研究職は劣等感を持つのです。ああした篤学者に劣等感を与えるような地位にただ置くということは、これはけなはだひどいと思ふ。この点につきましては、これは小委員の方々にもお願いしまして、大した金額ではございませんが、この研究者の現在待遇に甘んじておる状態をよく正視されて、さらにまた新給与体系においても研究員というものが非常に冷遇された状態にあるということをお認識されまして、これはぜひとも是正してもらいたいと思ふのです。こういったことは何も医師、歯科医師の場合のみではございません。他に理学士とかあるいは農学士、工学士、こういった人々の研究機関における待遇という問題についても十分に考慮していただかなければならぬと思うのです。私は自分の体験を通じ医学研究機関だけを取り上げ、あるいは薬学研究機関だけを取り上げて申し上げましたが、他には農学士あるいは工学士等の研究機関が現存し、同じような研究職にあって、待遇に甘んじて一生懸命に勉強し研究しておる、科学振興のために一身を捧げておるといふ状態をお認識願いたいと思ふ。

それでこの研究職の等級区分のところで七等級に区分してありますが、これを政府の方から答弁願いたいのであります。一等級、二等級、三等級以下七等級まで七つに等級を区分してございます。入る人は所長でしょうが、二等級、三等級、四等級は一体どういふ人が入るかを一つ政府当局並びに人事院の方からお知らせをお願いしたいと思います。

○大山政務委員 私どもの方で懷給表を作りますときに、代表的に考えました例といしましては、一等級は特に大きな所長、二等級が所長、三等級が部長、四等級が課長あるいは室長、五等級が研究員、六等級は上級の補助研究員、七等級が初級の補助研究員、さらに特別研究員が二等級、三等級、四等級というように、一応代表的には考えたのでございますが、これは繰り返し申し上げますように、一応の例でございまして、具体的には人事院の分類基準によりましてどういうものが入るかということがきまることになるというふうに考えております。

○瀧本政府委員 俸給表の職務の各等級に研究所のどのようなものが入るかというところでございますが、ただいま政府側から御説明ございましたように、研究所といえども一応やはり職務の段階あるいは責任の範囲がございますので、所長、部長、課長、室長あるいは研究員、補助研究員というように等級区分を考える次第でございますけれども、研究職につきましては、これはその個人の特別の能力というものがございしますので、そういう問題につきましては特に考慮を払う必要があるというので、特別研究員という制度を

設けまして、その組織の段階にかかわりませう、これを上の等級に上げることでできるように措置したい、この点は人事院も政府側も意見が一致いたしておるのであります。詳細にわたりましては、今後十分研究いたしましてこの格づけをやつて参りたい、このように考えております。

○八田委員　ただいまの等級のふり分けでございますが、これを伺っておりますと、試験所、研究所というのになつておるのですから、今二等級は部長であるというふうな御答弁があつたのでありますが、研究所とか試験所というのを見ますと、二等級だけで部長をおさめてしまふということにはならぬと考えるのですが、これはやはり、研究所、試験所というものが研究職として一括されてありまするが、現行から見ますと、今のうちに所長、部長、課長とか室長というふうに

簡単に分けていけない。ですから、格づけというのは非常に大切な問題であります。たとえば試験所において、これをこのまま現行に対して移行させていきますと、試験所の部長は三等級になって参ります。そうしますと、これは大学でいえば助教授であります。ところが試験所の現在の部長級の人は、助教授よりずっとまざっている人がたくさんおられるわけですね。ですから、こういったことになりますと、格づけは相当幅を持たせておかなければならぬ。一等級は所長、二等級は所長、部長あるいは三等級は部長、課長、室長あるいは四等級は課長、室長、五等級は研究員、六等級、七等級は今御説明のありましたような状態でつこうであらうと思いまするが、少

くとも三等級以上は両方にまたがり得るような状態にして、いただきます。と、教育職との間の俸給のアンバランスから格づけのアンバランスというところになって、劣敗感と申しますか、劣等感を研究職に与えるということが非常に強くなって参ります。この点格づけにつきましては人事院におきまして十分に御検討願いたい。特に私の今申し上げましたことは十分に御参考にされるようにお願いしたいのであります。この点につきまして人事院總裁から伺いたいと思います。

○淺井政府委員　御趣旨に従つて善処するつもりでございます。ただいまのところではさうに抽象的に申し上げるのでありますが、さいせん局長から特別研究員という言葉を使いましたが、それは同じような趣旨で、上へ格づけしやう、ゆとりを持たせてやらう、こらいう趣旨でございます。

○八田委員　それから俸給の切りかえによつて起る矛盾、たとえば新たに今後入所する人よりもこれまで先に入所している熱練した経験と学識豊かな人々が、不幸なあるいは不遇な状態に追い込まれるような事態にならないように、特に考慮していただきたいと思つたのであります。この点俸給切りかえの場合の起り得る矛盾に対してどういうふうに対処されるという対策をお持ちか、これを一つお知らせ願いたい。そういうった俸給切りかえの場合に、あとの力りが先になるといふようなことは絶対にできないようにする、その対策としてはこういふものを持つておるということをも、一つお知らせ願いたいと思つた。

○瀧本政府委員 この法律案が実施に移されます場合には、この法律案の附則によりまして、切りかえをいたすことになるのでございます。附則におきましては大体明確になっておりまするが、さらに多少の調整措置を残す余地がございますので、そういうところを見まして、人事院が実際にやります場合には、現在より損をするということのないような円滑なる調整措置を講じて参りたい、このように考えております。

○八田委員 研究職の中には、特別研究員というものを置かれるということとは間違いないのでございますね。

○蒲本政府委員 間違いないというより、そのつもりでこういう案になっておるわけにあります。

○八田委員 特別研究員の格づけは、四等級以上はどういうふうになりますか。

○大山政府委員 私どもの方で立案しましたときの代表的な例といたしましては、お話のように四等級、三等級、二等級というように考えております。

○八田委員 一等級は入らないのですか。

○大山政府委員 一応は二等級まででございしますが、これは別に制限的な意味ではもちろんございません。

○八田委員　その特別研究員は、何も一等職を置かぬでもいいということはないのですから、やはり特別研究員というのは、四等級から一等級に至る格づけをしておかれるのが、特別研究員を置く趣旨に沿うものであると私は考えております。ぜひともそういうふうに格づけをお願いしたいのでございませう。

なお、いろいろ質問が残っておりますが、一応ここで私の質問を保留しておきたいと思ひます。

○相川委員長 午後一時より再開することとし、これにて休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後二時十六分開議
○相川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び行政機関職員法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題として、質疑を続行いたします。
國務大臣の出席の都合で定員法改正案に関する質疑を先にお願い申し上げます。飛鳥田君。

○飛鳥田委員 定員法の問題について郵政省の方にお聞きいたしますが、郵政省の三十二年度における定員は千九百六十一名の増員になっておりますが、これは毎年物量の増加等が非常に著しいことを反映したものと考えますけれども、特に郵便物取扱関係においては四十六万通以上の増になると予想をされております。従つて当初郵政省が大蔵省に予算を要求いたしました数よりも、この千九百六十一名というものは、はるかに削減せられておられるのであります。まず最初に郵政省の大蔵省に予算要求をいたしました定員増について御説明をいただきたいと思ひます。

○大塚説明員 大蔵省と予算折衝の過程におきましていろいろ折衝があるわけでございますが、これは正確な数字

というよりもいろいろの考慮を払つて要求するという関係もありませんので、ここで申し上げるのはどうかというふうな気もいたしますけれども、せっかくの御質問でございますので、概算要求としてわれわれが一応要求いたしました数字を御参考までに申し上げますと、増員要求人員の総数は六千三百十九名でございます。そのうち郵政関係で六千十三人、電報関係で二百六十三人、電気通信管理関係で四十三人という数字を要求いたしましたようなわけでございます。

○飛鳥田委員 郵政省としてもこの六千三百十九名を要求されるのに、その無責任な要求をなすたのではない、この私たちは理解をいたしません。当然事業量の増加に即応した最低限度の要求をなすたと思はれるのであります。それが現実には六千名が千九百六十一名に落されて、三分の一以下であります。一体これで郵政省の事業を滞りなくやうていけるおつもりであるかどうか、これはごく概略的なお話しであります。伺いたいと思ひます。

○大塚説明員 先ほども申し上げましたように、予算の折衝というのにはいろいろの考慮が払われるものでございまして、そういう意味で六千三百十九名の数字が必ずしも最低限ぎりぎり数字というわけにも実は参りかねる点もあるものでございます。いずれにいたしましても、事業を行つ立場から申しますれば、定員は多い方がやりやすいというところになるわけでございます。多きを望むわけでございますが、折衝の過程におきまして千九百六十一名で、何とか事業をわれわれとしては完全に支障なくやうていかなうて

はならぬと考えておりますし、また何とかやれるという見通しを持つておるわけでありませう。

○岡部政府委員 ちよつと私からも補足して申し上げますが、郵政省のたゞいまの約六千名の新規増加要求というものは、これは郵政省の業務の性質にかんがみて、比較的根拠のある数字であるわけでありませう。それはいろいろな事情で約二千人に査定されたわけでありませう。この際御参考のために申し上げますと、三十二年度におきましては、内閣の方針といたしまして極力定員の抑制をはかるといふ趣旨に出たわけでございますが、それにもかかわらず、各省の概算の定員要求というものは六万人を突破しているというふうな状況でございます。それが圧縮に圧縮を重ねまして、このたび御審議をいただいておる定員法のような状態になっておるものでございませう。これはひとりで郵政省だけではございませう。各省の定員の要求を現実実現するといふところにはだいぶ差があるわけでございます。その点をあわせて一つお含みおきたいと思ひます。

○飛鳥田委員 実にはおかしなことをおっしゃる。大蔵省に要求をするときには、削減をせられることを予想して山をかけて請求しているとしたか聞えないような御答弁をなさるわけですか。一体責任ある官庁として六千名要求せられる限りは、少くもそれなしではやうていけないぎりぎりの根拠を持つて請求をなさるはずですか。いろいろな考慮、そんなあいまいな説明で一般の職員諸公が満足できるかどうか、また事務の渋滞等によつて発生するいろいろな不便について、国民の諸君が満足

せられるかどうか、考えてみたら明らかじやありませんか。六千名を要求して千九百六十一名でもどうかにかやつていける、そういう弱腰だからいつても大蔵省にやらせちやうのですよ。あなた方は御自分だけで営利事業をなさっているわけじゃないと思ひます。事は国民に關係し、数多くの公務員に關係することでありませう。もつと自信のある態度をとつていただきたい。現に岡部さんの御説明によりますと、郵政省の要求した六千名はなかなか根拠のある数字だと今ちゃんとおっしゃつておる。外部の方々が根拠のある数字だといつてお認めになるものを、請求した御本隊の方がまるで山をかけたやうな御答弁をなさる、そんなことで一体やうていけますか。もつと自信を持つた御説明を私はいただきたいと思ひます。

それなら伺ひますが、千九百六十一名のうち、郵便関係に増員になる数は何名ですか。

○大塚説明員 郵便関係の増員は六百九十六名でございます。

○飛鳥田委員 その六百九十六名というのに非常な手品がありやしませんか。この六百九十六名というのには三十一年度に採用した定数、非常勤をそのまま定員に認めた数に當る、従つて三十二年度には一人もふえていないといふことですか。すでにもう定数、非常勤の方が三十一年度から六百九十六名採用されて現に働いておるわけですか。それをただ定員に繰り込むだけですか。現実には一人もふえていない。ところが実際は先ほど申し上げたように、四十六万通も郵便物の物量はふえていくだらう、そうだとすれば一

名も増員しないで實際やっていくのと同じじやございせんか。そうしたあなたの方のやり方が、現実においてはこの前も私申し上げたのですが、年次有給休暇の残日数が男で五十四・五日、女で四十五・三日、最高百五十日にも及んでおるといふ結果をもたらしております。また職員中、健康管理検査者、要注意者は総額の七・三%、健康管理者は四千四百四十二名、要注意者一万四千七百二十二名にもなる、こういう結果を生んでおるんじゃないでしようか。この六百九十六名というのには、ほんとうに新規採用されるのですか、それだけ人間がふえるのですか。

○大塚説明員 私どもの物量増加に伴います定員の増加のやり方といたしましては、特に物量のふえた局を調べて、そこでふえた物量に應じて、差しあたりはそれが恒常化するかどうかという点がはつきりいたしませんので、非常勤として賃金によつて雇い入れて、それが恒常化するといふ見通しが一年たちましたあと、これを定員に直すといふ大体のやり方をとつております。従いまして本年度の郵便関係の六百九十六名という増員につきましても、そういうふうなやり方によりまして、差しあたり非常勤を定員化するといふやり方でいくわけでありませう。その分だけ予算が減るというわけじやございせんので、また賃金ではそのふえた分についての若干の補充というものができるやうにならうかというふうに考えております。

○飛鳥田委員 郵便物の物量がふえていくのが恒常化するかどうか、その点についてははかつていく、こういう御説明でしたが、今まで終戦以来、本年に

至るまで、恒常的に大体予想せられる数だけふえていくというのが実情であつて、減つた年はないはずだ。もしそうだとすれば、郵便物の物量がふえていくのが恒常化するまで暫定的なやり方をしつゝ、その間定数、非常勤を雇ひ入れて、恒常化したところで初めて定員に繰り入れていくというよりなやり方は、むしろおかしいじゃないですか。初めから郵便物の数がふえていくのですから、きちつとそれに即応した方法をとられることが重要ではないか、こう私は思うのであります。その点どうでしょうか。

○大塚説明員 大体におきましておっしゃられます通り、郵便物の増加というのは、毎年ふえるというところは間違いないといふふうに考えてよからうかと思つております。ただそのふえ方等につきましては、必ずしも毎年同じ率でふえるというわけにも参りませんし、また同じ局で必ずふえるというわけでもなく、ふえる局、減る局というやうなものもあり得るわけでございます。そういうふうな点も考えまして、さしあたりは非常勤でやり、あとで定員にするというやり方をとつておる次第でございます。

○飛鳥田委員 六大都市中心の通常郵便物の集配度数が非常にふえております。この集配度数増に振り当てる人員は、六百九十六名のうち何名を振り当てる御予定でありますでしょうか。

○大塚説明員 六百九十六名のうち大部分の者が、六大都市の施設増加といひますか、サービス改善の方に回す予定でございます。

○飛鳥田委員 大部分というのは、およそだけでわからないのですが、人数を一つ明確にしたいだけませんか。

○大塚説明員 大体増員を予定しておりますのが百七十局でございます。その大部分が六大都市ということになりましたが、まだ定員もはつきり確定をいたしませんので、正確に何名というところまできめてはおられない状態でございます。

○飛鳥田委員 少くとも法律として出している以上、そんな無責任な答へはないと思つたのです。それじゃ伺ひます。集配度数は何回になるのですか。

○大塚説明員 大体東京及び横浜市におきましては、五十五区につきまして二度の配達を三度にするといふふうに考えております。また名古屋市内につきましては、八区増回をいたしたい。京阪神地区につきましても、大体四十四区ぐらゐを二度を三度にするといふふりなことを考えております。

○飛鳥田委員 もしそれだけおわかりになつていけば、これに必要な人員といふものもすでに算出をせられておる、御調査もお済みになつておるはずだと思つたのですが、どうでしょう。

○大塚説明員 ただいま申し上げただけといふことでございますれば、約百四十三名といふことになるわけでございます。

○飛鳥田委員 当然施設を増しておられると思うのですが、この施設増について増員しなければならぬ人員は何名でしょうか。

○大塚説明員 おつしやられます施設増といふ意味がどういふわけか、ちよつとはつきりいたしません。が、われわれの方で施設増と考えておりますのは、こゝろ配達の増回とかいふやうなことを考えておるわけでございます。

○飛鳥田委員 特定郵便局の増置、こゝろの増置だと思つたのです。が、これに對してどの程度の定員を回しておられるか、これを伺つております。

○大塚説明員 無集配特定局の設置につきましては、大体五十局を考えております。

○飛鳥田委員 定員は……。

○大塚説明員 これに要します定員は、局長委員だけ五十名、今回の定員法改正の中に含まれておるわけでございます。そのほか一、二名の事務要員を要するわけでございますが、これにつきましては、差し繰りによつて何とかやるというやうな予定にいたしております。

○飛鳥田委員 差し繰りといふお話ですが、人間をさう簡単に差し繰れるでしようか。しかも無集配特定局といへば、人数は非常に少い。局長さん、及び局長さんを中心にした数人にしかすぎないはずであります。しかもその事務も、何は、何はこゝろの仕事といふふうに、分担が明確にきまつておらずに、兼務しておるやうな場合も非常に多いんじゃないか。従つて、定員が一・五とか一・六とかいふ奇妙な数字が出てくる実情であります。さういふ実情の中で現実に差し繰つていけるかどうか、他の集配局あるいは特定局から二名も三名も減じて、その局が実務事務の滞滞なしに運営していただけるか、こゝろの点も非常に問題だと思ひます。その点についてもう少しはつきり聞かしていただきたいと思ひます。

○大塚説明員 差し繰りと申し上げましたのは、新しい局ができますと、従来の局で取り扱つておつた仕事の新しい局の方に移るといふやうなことになるので、従来のそのまゝの局に多少の定員の余裕ができるというやうなことも考えられます。また最近、集配事務の統廃合といふやうなことも、町村合併等に伴つてやつておりますので、さういふ関係からも多少の定員を出し得るといふやうなことも考えられると考えております。

○飛鳥田委員 もしお説のようなら、なぜ大蔵省に査定を受けた後にあなた方は非常に熱心に、無集配局の増置に伴う人員についての復活要求を四十名もなすつたのですか。復活要求を現に四十名もなすつて、これがなければやれないのだといふことを再三説明せられておるはずであります。ところが現実には大蔵省の威力の前に屈してしまつたと、この委員会に出てきて、何とかやる、こゝろいふお答へになる。あなたはお答へになつて委員会を切り抜けてしまへば、それでいいかもしれない。だが、現実には一番しつこく食ひつゝ、ここに働く郵政省の勤労者諸君であります。この方々にみんな、無責任な答弁やいかげんなやりくりのしりがいつてしまふのであります。何とかやれるといふ自信がなければ、一体なぜ大蔵省に向つて、無集配局の増置に伴う復活要求を四十名なすつたのか、これを伺わさせていただきます。

○大塚説明員 予算の折衝過程におきまして、いろいろ復活要求その他のことがございましたが、四十名復活要求というものが果してどれだけ強く主張せられたかといふやうな事柄につきましては、私必ずしも詳細に承知をいたして

ておらないのでございますが、とにかく差し繰るといふことはなかなか無理であることは無理でございますので、できるだけ円滑に新設局の運営をはかりたいという点は、われわれが従来から願望しておるところでございます。

○相川委員長 森本君。

○森本委員 今の無集配局の問題で質問いたしますが、簡単に隣局から差し繰つてやるといふ場合、一体具体的に、その隣局から差し繰つてやるといふのは、どういふ事務に携わつておるものを差し繰つてやるわけですか。

○大塚説明員 それは、要するに新しい無集配局に主として移ります仕事に携わつておつたやうな者といふことにならうかと思ひます。

○森本委員 具体的には、たとえば、無集配局の場合は、為替、貯金と、それから委託業務と保険の受付をやる。それとするとそのものを受けて持つておるところの集配局の人員を差し繰つてやる、こゝろいふことになるわけですね。

○大塚説明員 為替、貯金等の仕事につきましては、大体さういふやうなことになると思ひます。しかし、必ずしもそれを全部についてやるというのではなしに、先ほど申し上げました集配事務の統廃合、その他によつて生ずる定員の差し繰りといふやうなことも考えられるわけでございます。

○森本委員 それは、その局からの差し繰りでやるといふのは、大体五十局のうちどのくらいですか。

○大塚説明員 これはまだどこに五十局を設置するかといふやうなことを具体的にきめておりませんので、それがはつきりいたしませんと、それのお答へは困難かと考えます。

○森本委員 どこにどうきめるといふことに全然きまつておらなくとも、一応無集配局を設置するといふために五十名を増員するといふことで定員法で要求しておるわけだ。そういうことになれば、その五十名について大体どういふところにこれを割りこめる、だから五十名要る。あとの百五十名といふところは、どういふものから差し繰るといふ、はつきりした積算根拠がなければ、そういう定員法の改訂といふものは出せないはずだ。それがはつきりわからないといふ答弁じゃ納得できません。

○大塚説明員 要するに二十五万何千の総定員の中の五十名あるいは百名の操作といふようなことになりまして、必ずしも具体的にどこの人をどう持つていくといふところまで計画が立たなくとも、多年の経験から見まして、その程度のことでは差し繰れるといふふうに考えておるわけでございます。

○森本委員 それは、そういうことを漠然と考えておるといふことであつて、それじゃ初めの答弁と違ひわけです。そういうふうに郵政省全体の二十五万人の中で差し繰るといふことなら別だけれども、あなたの先ほどの答弁では、無集配局がふえただけの容量を、集配局の容量から、それをもつて定員を差し繰る、こういう答弁をしておるから今具体的に聞いておるわけだ。それじゃ初めの答弁と違ひ、全部の二十五万人の中で差し繰つてやるということなら、それは漠然とした答弁でも成り立つわけだ。しかし、今言つたように具体的問題として、あなたが答弁をしたから聞いておるわけだ。

す。そうすると、五十名の局長定員以外のものはやはり二十五万人の総定員の中で差し繰つてやるということですか。そういうことなら話が一応筋が通つてくるわけだ。

○大塚説明員 そういうことでございます。ただその中には隣局から持つてくるものもあり、集配事務の統合によつて浮いたものを持つてくる場合もある、こういうことでございまして。

○森本委員 だから隣局から持つてくるものといふことになる、隣局から持つてくるものといふことはどういうことかといふことを聞いておる。あなたは人事部長として本省におつて、具体的にそういうことを知らぬからぬけれども、具体的に無集配局の貯金、為替がふえても、その統合されたところの無集配局の貯金、為替の事務は集配局においても一人です。その一人を半分差し繰つて向うにやるなんということができるはずがない。そういうできもしないようなことを答弁せずに、一応総定員の中において差し繰るといふことならそれはわかる。だから言い直して、総定員の中から差し繰るといふからそれはそれとしておいて、もう一回もとへ戻つてお聞きいたしますが、郵便の施設の増でありまして、大体郵便のサービスといふものは戦前に戻すことを基準として郵政省は郵便業務のサービスを考へておるわけですか。

○大塚説明員 私郵便関係の責任者でございませんで、はつきりしたことは申し上げられませんが、大体そういう目標で郵便事業を運営いたしておるというふうに考えております。

○森本委員 先ほどの答弁では京阪神地帯、名古屋方面は三回にしたいといふ答弁がありました。戦争前は京阪神、名古屋、東京付近、こういう大都市の郵便集配の度数は何回でしたか。

○大塚説明員 時期にもよりますが、大体四回、所によつては六回の所もあつたかといふふうに考えております。

○森本委員 大都市はほとんど戦前は四回から六回でありまして、それを今よりやくにして三回にしよう、こういうことでありますが、その三回にするといふのも五十四区、八区、四十九区、これだけですか。

○大塚説明員 さしあたり来年度において考へておりますのはそれだけでございます。

○森本委員 これ以外の郵便関係の施設増といふのはないのですか。

○大塚説明員 増回につきましては以上の通りでございますが、たとえば速達郵便のポストを増設するとか、あるいは速達についての増回といふようなものが、ほんの少しではあります。考へられております。

○森本委員 そういうところの定員の増は今考へておりますか。

○大塚説明員 それも考へております。

○森本委員 それは何名ですか、今の増回区に分けておる。

○大塚説明員 大体先ほど申し上げました百四十三名の中でのやるといふような予定になっております。

○森本委員 それでは百四十三名の中で、今言つた京阪神地帯が何名で、あとの増回区といふのは何名ですか。

○大塚説明員 そこまで資料を持つて参つておりませんので、御必要でしたらいつでも後ほど資料として提出申し上げます。

○森本委員 その問題も明らかにしてもらふねと困ると思つた。郵便施設の増はそれ以外にありませんか。

○大塚説明員 私が承知しておりますのはそれだけでございまして。

○森本委員 そうすると、郵便規則の第八十五条の適用地で、開拓地または集団地等において現在全然配達をしておらないところが、現在の交通機関等の便利によつてそういうものの配達を行ななければならぬ、こういうふうに行なつておるものがあるはずであります、そういうのは全然ないのですか。

○大塚説明員 私はよく存じておりません。

○森本委員 これは存じておりませんが、では答弁にならぬので、一つ委員長、答弁ができる人を呼んでいただきたい。

○相川委員長 今事務次官を呼んでおります。

○森本委員 それでは答弁ができる範囲内において一つお答えを願つていきたいと思つた。

○森本委員 それで、この六百九十六名といふのは郵便の内訳でありまして、今言つたように、いろいろな問題で郵便が増員されますが、その次の簡易保険加入者福祉施設の増置に伴う増員の七人といふ、この意味をちょっと説明を願ひたいと思つた。

○大塚説明員 簡易保険の福祉施設として老人ホームを大分に作ることにしておりますので、その要員でございまして。

○森本委員 それではそれに関連をいたしまして、保険の集金事務の増加に伴う予算の要求としては、大蔵省に何人要求しましたか。

○大塚説明員 約二百三十名でございまして。

○森本委員 二百三十九名だと思つたが、二百三十九名要求して、それで何名の中に入つておりますか。

○大塚説明員 今回の増員には一名も入つておりません。

○森本委員 簡易保険の最高額が、これは過日衆議院も参議院も国会会を通りまして、四月一日から二十万円に増額になることが法律ではつきり決定いたしました。ところが、そういうと、昨年と今年の募集目標といふものはかなり違つてくるわけでありまして、二十万円が通つて大体どのくらい目標額がふえるかと見ておるわけですか。

○大塚説明員 私さこまでどうも——保険の方にタッチしておりませんが、必要でございまして保険局長を一つ呼びたいと思つております。

○森本委員 それではちよつと伺ひたいと思いますが、この郵政省の定員の増といふのは郵務、保険、貯金、電波監理、すべてこれは現業官庁のことです。その中で、そういう現業官庁のことがわからなければ答弁ができぬと思つたが、それでは人事部長の方ではこれらの答弁ができぬわけですね。それならまた別の機会に譲りますが……

ので、事業に真に必要な定員がどうこうというよりなこまかい話になりますと、事業局長でないとお満足のいく客弁ができないということになるのでございませう。

○森本委員　これでは先の質問が——すべて現業官庁で、たとえは今言ったように、保険の問題にしても十五万円が二十万円になる。そういういたしますと、十七億の募集目標というものはかなり上回って、二億ないし三億程度ふえるだろうと思う。そうなりますと、

さらに契約者貸付というものが今年度の予算でも十億ふえて、昨年の七十億が八十億になっている。そうなるべくと、これが全然一名も増員になっておらぬというようなことでは、われわれとしては絶対に納得ができないわけです。そういうような内容について答弁ができずに、単に各部局から持ってきたところのものをそのまま答弁するということでは、この審議が非常におかしな格好になりますが、それでは私に質問をする中で、一応そういう人々が来るまでできるだけのことをお答えを願いたいと思いますが、知らぬことはあつさり知らぬというふうに言っていただいたいと思います。

は、差引で減員が行われているわけ
でございます。

○森本委員　現金書留が昨年から急激にふえていると思います。だから、具体的に、それがどのくらいふえて、その反面為替がどのくらい減つて、それに応じて郵便の方はどのくらいの定員になっているかという、定員法の問題をお聞きしているのでありますので、その内容をお聞きしたい。

○大塚説明員 遺憾ながら、私では
ちよつとわかりかねます。

○**農本委員** それではそれともあと回しにいたしまして、次に、電話の交換施設の拡張と、農村電話の特別対策であります。この電話交換施設の拡張に伴う増加というものは大蔵省に大体どのくらい要求いたしましたか。

○相川委員長　ちよつとお断わりいたしますが、今説明員で説明ができない点は、あとでまたお答えいたしますから……。

○大塚説明員 電話の農村特別対策の実施に伴う増員としては六百十七名を一応要求したわけであります。

○森本委員 六百十七名要求して何名許可になりましたか。

○大塚説明員 これもゼロでございます。

○森本委員　これも要求してゼロ。

それから、これはあまり芳ばしいことではありませんが、郵政関係は犯罪がだいぶあるということで、前に、通信委員会でありましたか、私が質問をしたときに、その方面も強化しなければならぬということでこの定員の要求をするということでありましたが、この郵政犯罪関係の問題について、何名要求して何名許可になりましたか。

○大塚説明員 郵政犯罪防止措置の強
加に伴う増員要求は二百五十三名でござ
いますが、これに対しましても増員は認
められなかったように記憶いたしてお
ります。

○森本委員 それでは次に伺います
が、郵政省は、簡保資金の百分の三を
導入して、五十億円程度毎年導入して
局舎建築の入力年計画というものを
やっておりますが、これに伴う増員に
ついては、何名要求して何名獲得をし
ましたか。おそらくこれもゼロだろう

○大塚説明員 二百三十名を要求しまして、仰せられる通りゼロでございます。

○森本委員 何もかもゼロでござい
ますが、それでは一体郵政省で今回の定
員の改訂で減員になっておるところは
どことどこですか。

○大塚説明員 先ほど申し上げました郵便為替取扱いの減少に伴うものと、それから保険内務事業の機械化に伴う減、それに電信電話の電電公社への移

管に伴う減というものでございます。

○森本委員 電信電話の日本電信電話公社への移管に伴う減、これは当然のことであると思いますが、やむを得ない、かつ

でありますが、郵便為替取扱いの減少に伴う数というのが、今の百七十九名

というのは、一体これはどういふところを減員することになりますか。現業でありますか、非現業であります。

○大塚説明員 現業でございます。
○森本委員 現業のどういふところですか。
○大塚説明員 主として貯金局ではないかと思っておりますが、その点まだ

私確信を持ちませんので、後刻貯金局長が来てお答えいたすと思います。

○森本委員 それから保険内務事務の一部機械化に伴う数というこの二十九人というのはどこですか。

○大塚説明員 これは地方保険局でございます。

○森本委員 これで郵政関係の全体の問題について一通りの質問をいたしました。が、何一つ満足な回答がありません。

ん。そこで、それでは試みにお聞きいたしますが、現在の郵政省の総定員は

一応わかりますが、現在の實在定員は何名ですか。それから現在の實在定員と常勤労働者とそれから非常勤の割合、それから欠員、その数字を一つ明

らかにしてもらいたいと思います。

○大塚説明員　一月現在で申し上げま
すと、実在員が二十五万六千七十三名
というふうになります。従つて欠員が

二千九百六十七名でございます。これが定員でございますが、非常勤につきましては、常勤勤務職員というものは

定数で出ておりますが、これが七百七十三名、それから常勤的な非常勤職員が大体千二百名、その他欠員補充とか、季節的な短期の欠員補充といつた

○大塚説明員 これは定数とか何かで
配算しておりませんで、賃金で出てお
りますので、実際の数というものはま
た日によっても違いますので、はつき
りつかまえておりません。

○森本委員　それではその賃金単価は一日幾らで、年度の総額は延べ人員にして何百という予算ですか。

○大塚説明員　予算単価としましては、大体二百五十円から三百二、三十

円ということでございます。年間の賃金予算はたしか全体で十二億くらい

○森本委員 それははつきりしてもらいたいのですが、十二億程度というのだったというふうに記憶いたしております。

は一億違つてもだいぶ違ひるので、その予算額はどのくらいですか。だから私が言つておるのは総延べ人員にして、たとえば予算単価が二百五十円から三百二十円ということではないと思うのだ。予算単価というものは一日何ほの予算単価ではつきり出ておるはずだ。そうして実際に具体的に配算をする場合に、そのときそのときによつて違つてくるけれども、予算単価としては一日何ほの単価で延べ何ほ、こういうことの積算根拠でなされておらなければならぬはずですよ。だから延べにして何ほということを書いておるのです。これは定員に関係がありますから。

○大塚説明員 三十一年度の賃金の予算総額は十三億七千五百九十万円であります。これを延べに直しますと幾らになりますか、ちょっと今のところなんです、計算をいたしまして後ほど……。

○森本委員 十三億七千五百九十万円というものの積算根拠はどうなっておるかということなんです。それは二百五十円から三百二十、三十円だという、そういうあいまいな積算根拠ではないはずだ。一日単価は何ばだ、全国の平均をとって、そうしてそれによって何名足らないからどのくらいということ、積算根拠ははつきりとなっておるはずなんです。

○大塚説明員 たしかに二百五十円だったというふうに記憶いたしております。

○森本委員 初めは二百五十円から三百二十円というふうに答弁をしておいて、今になると二百五十円だという答弁ですが、どつちですか。二百五十円という単価によってこの積算根拠はなされておるわけですか。

○大塚説明員 さようでございます。

○森本委員 そんなら初めの答弁は間違っていたということになります。それはそれで深追いをいたしません。

○森本委員 ところでこの非常勤の常勤労働者の七百七十三名というのと、それから一般の非常勤が千二百名ということであり、この常勤の七百七十三名というのとはどういうところに使われておるんですか。この配置の内容を一つ御説明願いたいと思います。

○大塚説明員 そのうち六百名が電気通信業務の要員、すなわち交換手でございます。それから百七十三名が医療関係の要員、看護婦及び技術員です。

○森本委員 それから千二百名の内訳を一つ御説明願いたい。

○大塚説明員 これはいまこまごましたものがたくさんございますが、申し上げ

ますと郵便車の清掃手が三十二名、合宿所の寮母が百五十七名、それから厚生施設要員が二百三十四名、資材部倉庫要員が三百三名、それから被保険者福祉施設要員が四十一名、医療関係要員が四百二十三名、郵便局資材業務要員が二十五名、郵便局の構内電話交換手が二十名というようない内訳になっております。

○森本委員 ちよつとお尋ねいたしましたが、福祉関係の四十一名の次の四百二十三名というのはどういう内容ですか、もう一ぺん伺います。

○大塚説明員 医療関係の職員が四百二十三名、こういうことでございます。

○森本委員 それでまず最初の非常勤労働者の七百七十三名のうちの勤続年数の一番高いのは何年ですか。

○大塚説明員 はつきり記憶いたしておりません。

○森本委員 記憶せぬものに質問してもやむを得ぬですが、この六百名の電気通信関係というのは別として、四百二十三名の医療関係についてはかなり勤続年数の長い者がおるのじゃないですか。それはわからぬといいますが、やむを得ませんが、あとで明確な答弁を願いたいと思います。これは法律を上げるには、こういうことがはつきりしない法律を上げるわけにはいきません。それでは次の千二百名のうちの寮母の百五十七名というのはどういうところに配置をせられておるのでありますか。

○大塚説明員 合宿所、保養所というようなどころでございます。

○森本委員 合宿所、保養所というようなどころで、これも勤続年数の一番

長いのがどのくらいか御記憶ないですか。

○大塚説明員 記憶いたしておりません。

○森本委員 それでは次の資材部の三百三名であります。これも大体十年ぐらいの者がおるはずであります。これも記憶いたしておりませんか。

○大塚説明員 これも正確には記憶いたしておりません。

○森本委員 これはまるきり質問が珍問答になりますので、一つ郵政省の方からはつきり答弁ができる方が来られて、もう一回質問の仕直しをやりま

す。郵政省関係の質問はこれ以上やっても答弁ができませんので、あとでやることにいたします。

○相川委員長 政府委員の方に希望しますが、今答弁できないのは一つ速急にあとで書類でとりまとめ持ってくるようにお願いいたします。有馬副武君。

○有馬(經)委員 最初に大久保国務大臣にお伺いしたいと思ひます。それは現在御承知のように、非常勤職員は大体昭和二十六年以来の行政整理の結果もありまして、本来には仕事の質も量もまた時間的にも、定員内の職員と同じような形で仕事に従事しておる者が膨大な数に上つておるはずであります。で、いわゆる常勤、非常勤といわれる職員は、御承知のように、身分的にもまた給与の面でも非常に不安定な、不均衡な形に置かれております。

この問題は定員法の問題として最も現在重要な課題であらうと思ひますが、この点についてまず第一点は、現在これらの者が何人くらいおるか、これに對して大臣としてはどのような処置を

しようとしておるか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○大久保国務大臣 各省の常勤職員及び非常勤の非常勤職員の問題であります。これはなかなか難問題の人事行政の一つと思われま

す。実を申せば数年来の懸案でありまして、公務員調査会ができましたときの諮問の問題でありまして、その答申に基いて、その答申

を執行するためにただいま内閣に公務員調査室という室を設けて、専門にかかつております。その調査室において

まずまづ先に公務員のうちの何に取組むかというところについて研究した結果、大体まづ先に取り上げたのが給与

制度であります。これはこの国会に提案していただいまこの委員会において御審議中でございますが、そのほかの公務員に関する問題は非常に多くありま

して、あるいは服務のこと、任用のこと、規律のこと、恩給のこと等あげればたればたくさんあります。これを一挙に解決することはなかなか困難と思われ

れます。この給与問題が解決次第に公務員の本質に戻つて、常勤労働者及び非常勤の非常勤職員の問題に就いて解決する順序になっております。私どももこの機会に定員法を改正すべきではないかという心組みでわざわざ研究をして

おる次第であります。ですからこの常勤職員及び非常勤の非常勤職員の定員化の問題についてはその機会まで一つお待ちを願いたいと思つております。

○有馬(經)委員 給与の問題の解決のあとで定員法に繰り入れるというお話でございますが、方向としてはこれらの諸君を全部定員法に繰り入れるという考え方に立つておられるわけであり

ますか。

○大久保国務大臣 全部定員に繰り入れるというところはなかなか困難じやないだろうか、これは公務員制度の調査の結果、事務官の扱いあるいは雇員制度の扱い、用人の制度の扱いをどうきめるか、このきめ方によつてきまつてくる問題であると存じまして、今直ちに全部これを定員に入れるということとは困難ではないかと思つております。

○有馬(經)委員 岡部さんにお伺いしたいと思ひますが、今年ふりで岡部さんの顔を見て非常にきよりは感無量なるものがあるわけでありま

す。それはあなたもはつきり御承知のように、川島さんのときに私は定員法の問題に關連いたしまして非常勤の問題についていろいろお伺いをいたしま

した。そのときにも川島さんは今大久保さんの答弁されたようなことを答弁されたのであります。大臣たるものは任期のうちにしかるべく答弁をしてお

けば、かわつてしまふとあつたとは野となれ山となれで済むかもしれませんが、

輔弼の任にある岡部さんはそれは参らない、その点についてあなたは現在ま

でどのような方向でどのような努力をしてこられたか、その点をお伺いしたいと存じます。

○岡部政府委員 まことにいい機会を与えていただきました。少し長くなりま

す。昭和二十九年におきまして行政制度の大改革をやりま

す。その一環として公務員制度をどうするかということが問題となりまし

たので、これはきわめて問題が重大でござい

ますので、当時の行政改革本部で扱い

を設けてこの問題の解決に当らなければならぬ。これは何ともしなければならぬ問題であります。この昭和三十三年度からは名称も改めまして、常勤職員ということにする。この公務員制度調査会がどういふ仕事をしたかということにつきましては、詳しく申し上げるまでもないのであります。結局一昨年の十一月になりました。政府に対して、現在の公務員制度を基本的の方角としてどう改めるべきかという答申を出したわけでございます。それに基きましてこれを具体化して法案に立案するようになり、直ちにその年その月の、すなわち一昨年の十一月から総理府に特に公務員制度調査会を設けまして、公務員制度全般の改正案の具体的な立案に当らせているわけでございます。公務員制度調査会といしましては、いろいろの問題がありますので、今大臣から申されました通り、まず給与の問題に取り組みまして、それから機構改革案も取り上げまして、次にはいよいよこの答申に基く公務員制度の内容に入りまして具体的な作業中でございます。これは次の国会には必ずこの成案を得るといふ見通しのもとに目下作業中であるわけであります。その間におきまして常勤労働者が漸次ふえて参りました。これはいろいろな事情があるわけでありまして、先ほどお尋ねがございましたから申し上げますと、各省を通じて六万六千三百三十一人、そういう総数になっております。これの処遇が今申し上げましたような意味におきまして、きわめて重要な問題であるわけでございます。しかもこれが昭和二十五年あるいは二十七年と申しましょるか、二十七年に発足いたしました場合と実態が違つて参りましたの

で、これは何とかしなければならぬ問題であります。この昭和三十三年度からは名称も改めまして、常勤職員ということにする。この公務員制度調査会がどういふ仕事をしたかということにつきましては、詳しく申し上げるまでもないのであります。結局一昨年の十一月になりました。政府に対して、現在の公務員制度を基本的の方角としてどう改めるべきかという答申を出したわけでございます。それに基きましてこれを具体化して法案に立案するようになり、直ちにその年その月の、すなわち一昨年の十一月から総理府に特に公務員制度調査会を設けまして、公務員制度全般の改正案の具体的な立案に当らせているわけでございます。公務員制度調査会といしましては、いろいろの問題がありますので、今大臣から申されました通り、まず給与の問題に取り組みまして、それから機構改革案も取り上げまして、次にはいよいよこの答申に基く公務員制度の内容に入りまして具体的な作業中でございます。これは次の国会には必ずこの成案を得るといふ見通しのもとに目下作業中であるわけであります。その間におきまして常勤労働者が漸次ふえて参りました。これはいろいろな事情があるわけでありまして、先ほどお尋ねがございましたから申し上げますと、各省を通じて六万六千三百三十一人、そういう総数になっております。これの処遇が今申し上げましたような意味におきまして、きわめて重要な問題であるわけでございます。しかもこれが昭和二十五年あるいは二十七年と申しましょるか、二十七年に発足いたしました場合と実態が違つて参りましたの

ありますから、からませることは必要でしようけれども、やはりそこには先後の別があつてしかるべきではないかと思ふのであります。まず定員法だけを考へていく。もちろんこれは予算の制約その他でやむを得ないといへばそれまでのことでなければ、何とかさういふ抜本的なことをやらない限り、業種別の問題にかかすらわたり、賃金の問題にかかすらわつていけると、せつかくのその気持が実現できないようなことになるんじゃないかと思ふますが、その点はどうか。岡部さんでけつこうです。

○岡部政府委員 まことにどうも仰せられました。非常に気長い話だと仰せられましたが、ようやく具体化の段階になりました。これは公務員制度といふものは国家百年の制度でもあるべきものでありますので、その改正に慎重な態度を必要とするということも当然なことであらうと思ふので、次の通常国会に間に合せるということに決まっております。同時に解決もする問題でございますので、きわめて目録の間に迫つていゝ、そこまでやつとこぎつけたという意味に一つ御了解いただきたいと思ふます。それから仕事の順序でございますが、今年は結局給与法の改正、それから人事機構の改正といふような問題もからみましたので、結局この実態の問題は来年度の問題、すなわち次の通常国会の問題に移らざるを得なかつた、こういうふうに御了解いただきたいと思ふます。

○有馬(經)委員 重ねて質問いたします。恐縮であります。今の問題と関連いたしました、日にちを忘れましたけれども、次官会議でこの非常勤の問題を、定員法の問題を解決するのは、今度の給与体系が上つてから、いわばのまてからというふうな話を聞いたことがあるのです。この給与体系につきましてははあとで申し上げますが、私せんだつて予算委員会でも申し上げますように、恐怖の報酬だ、どえらい給与体系なんですよ、問題があるわけですが、そんなものとひつからめて今問題が論議されるということになるわけですが、そういうふうなことがあるかどうか、ちよつとお伺ひしておきたいと思ふます。

題を、定員法の問題を解決するのは、今度の給与体系が上つてから、いわばのまてからというふうな話を聞いたことがあるのです。この給与体系につきましてははあとで申し上げますが、私せんだつて予算委員会でも申し上げますように、恐怖の報酬だ、どえらい給与体系なんですよ、問題があるわけですが、そんなものとひつからめて今問題が論議されるということになるわけですが、そういうふうなことがあるかどうか、ちよつとお伺ひしておきたいと思ふます。

○補佐政府委員 ただいまおっしゃられたことは、私も承知しておらないのでございます。

○有馬(經)委員 そういつたことがなければけつこうでございます。

次にまた大久保さんにお伺ひいたしますが、今度各省それぞれ、先ほど森本君から御質問のありました郵政省関係を除きまして、ほとんど減員、総理府と法務省、文部省は増員になつておりますが、合計二千九百四十六名の増であるわけであります。問題は必要であればこれを認めるというふうな岡部さんのお言葉でありましたが、以上の実態についてどのような基準でもって臨んでおられるか、非常に抽象的な言葉でありますけれども、大臣のこの定員に対する、各省の要求に対するところの基本的な考え方、そしてこれらの数字を出された態度についてお伺ひしたいと存じます。

○大久保國務大臣 定員を定めるにつきます。ましては、まず先に考えなくちゃならぬのは、国の進運に伴つて事務の増加の質と量であります。どうい

う質のものが増加した、量がどのくらいふえたかという点であります。これが第一に頭の中において判断しなければならぬと思ふます。そしてできるならば定員をなるべく切り詰めて、国家財政のからぬようにするというのが、私どもの考え方でありまして、今年度の定員を作るにつきました。大体その見地から考へまして大蔵省と折衝した結果、今年度はなるべく現業的の増員に重きを置こう、ただいまだいが郵政省の問題について論議がありましたが、郵政省は飛び抜けて成績がよいのです。ほかの方はほとんど削られていゝのです。郵政省においては三千人の増加のうち、二千九百近く、ほとんど六割近くもつていゝのですから、私はこれはとても上成績だと考へていゝ。そういうような場合に努めて現業を主として増加する。それもあるべく切り詰める、こういう方針のもとに二千九百人を認める。あとは削りました次第であります。

○有馬(經)委員 私は冒頭で非常勤の問題をお尋ねいたしました。大臣は御承知のように、この非常勤の諸君は、先ほど申し上げましたが、ほとんど本定員の職員と同じような勤務状態にあるわけでありまして、これは昭和二十六年以来の、当時の吉田内閣の無謀な抜き打ち的な行政整理の結果が、やむを得ない結果となつて残つておるのであります。やはりこの点については二千九百名の増員をする余地がある、定員をふやす余地があるとするならば、ただ単に各省の要求を一人減らし、二人ふやすというふうな考え方に立つてはなかつて、基本的に考え直してしかるべきではないか、郵政省は

千九百人ふやしたからというように
とで、えらいにこにこととして大久保さ
ん言われますけれども、問題はやはり
そこら辺にあるのじゃないかと思われ
ますが、その辺どうですか。

○大久保國務大臣 非常勤の職員的身
分についてはほんとうに同情にあたえ
ません。その実際の仕事は事務官や雇員
とほとんど同じ仕事をやっておる。勤
務の状況も長い者になると数年にわ
たつて勤務している状態です。この点
はまことに気の毒だ。そこでできるだ
けの方法を講じたいと思うのでござい
まして、さきに閣部部長が言われまし
たように、便宜の方法をとっておりま
す。かりに一つの例をあげてみますと
、たとえば非常勤の非常勤から常勤職
員の方に何人繰り上げたかということ
を計算してみますと、三十一年度にお
いては一万六千人繰り上げておる。そ
れからもう一つ三十一年度において調
べてみますと、常勤職員から上の級の職
員に繰り上げられたのが、はつき
りした数は忘れましたが数千人ありま
す。そういうような場合で、ともにか
くにも機会あるごとに上級に繰り上げ
て待遇を改善していくということには
努めておる次第であります。たびたび
繰り返して申します通りに、公務員調
査室において、そのようないい機会を
つかまえて何とか解決しなければなら
ぬ、何とかと言つては申しわけないの
ですが、ほんとうに何とか解決したい、
十分にその身分には同情しておりま
す。

が、今度もその実態に応じた形で十分
各省の意向を聞いていただきましたの
ですか。

○閣部政府委員 定員の査定というも
のはきわめてむずかしいことでありま
す。一口に申しますと業務量を算定
いたしまして、その一人の処理能力
から計算する、それを単に量でなく
質でやらなければならぬ、そういうむ
ずかしさがあるのであります。で、先
ほど来森本さんからお話がございま
したか、郵政省がその一例でござい
ますが、郵政省の職員というものは比
較的根拠を持ってその業務量を算定で
るわけでありまして、また郵政省自体
いたしまして、この業務量算定の専
門家がありまして、たとえば若林さ
ん、御承知かと思いますが、三十年來
いろいろ定員制度について研さんして
おられる、そういう方々からも私数時
間にわたりましたいろいろな郵政省の職
員の定員、それとの業務量をいかに
マッチすべきかというようなことにつ
きまして、いろいろお教えも受けて打
ち合せをしたというような状態でごさ
います。また他の各省につきまして
も、当局のみならず各省の職員組合の
幹部とも数十回にわたりました会いま
して、その実情は極力承わっておりま
すが、何しろこの定員の査定というこ
とは一面的に考えてはいけないうこと
であります。ある役所において一部分に
業務量がふえたと同時に、他面にお
きまして重要性のなくなつてくる部面
もあります。その配置転換、今度の
農林省の定員をごらんいたしますと
、増加した部面に対しては他の部面
から極力配置転換でまかなつておりま
すが、その配置転換を考へる、あるい

はこれの施設機械化の方面でその能力
を補強する、いろいろなことを考へな
ければならぬわけでございます。そう
いう複雑な要素の上に立つて定員の査
定というものを考へておりますが、こ
れは現在の段階においてはまだ十分
なことは認められておりますが、今後ま
すこの科学的、合理的な査定方法
というものが編み出されなければなら
ぬ、こう考へております。

○有馬(輝)委員 その科学的な、合理
的なということをして居すわ
り、閣部さん、あなたは二年後の今日
管理部長として相変らずどうか腰を
おろしておられると思ふのだが、問題
は配置転換やその他処理し得る状況
にあるかどうか。これは各省をよく見
ていただきたいと思ふ。労働組合
の幹部の諸君と会つていただくのはま
ことにけっこうで、非常に喜ばしいこ
とであります。各省の諸君長その他
と話し合ひをされると同時に、実態を
把握されようとしておる努力について
はわかるのでありますが、今あなたは
例に出されましたけれども、農林省の
例であります。それは私の出身であり
ますから少しばかり知つております
が、たとえば二年前にも私はサイロ問
題であなたにお話しをした。横浜のサ
イロで腕一本とられる、労働過重の
ためであります。これは食糧庁の着地
検査の問題にいたしましたも同題であ
ります。林野の風倒木の処理の問題に
いたしましたも同様であります。また
統計調査事務所の被害調査を県単位郡
から単位へおろした、それについて
もあなた一向に見ておられない。実情
に即してということ科学的、合理的
に言われるけれども、ただそれは口

先だけのことであつて、いかにしたら
ば一人もふやすまいか、ことは三、
四人減つておるようですが、これを
もつて能事終れりとしておるきらいが
あるのじゃないかとひがみたくなる実
情であります。私は今あなたが科学的
とを、どうして御答弁されたようなこ
とには参らないのですが、そこらひ
について農林省から要求しないわけ
ですか。

○閣部政府委員 農林省の職員の問題
につきましては、具体的に申します
と、当局のみならず職員組合の鶴岡委
員長以下ともすいぶん折衝をいたしま
して、その際腹を打ち割つて十分にお
話しをしておりますので、職員の方々
も十分に了解しておられるのでありま
す。農林省は現在七十七名ばかりの
定員をかかえておりますが、その中に
はだいぶ苦しい仕事をしておるところ
もあります。農地事務局関係につきま
しても、この農地の土木事業について
はなかなか仕事が苦しいということも
わかつております。また食糧事務所に
きまして、これは現場の今の食糧管
理制度が行われておる限りは、なかな
か仕事が張つております。あるいは統
計関係につきまして、これは決して
余裕があるという見方はかりもできな
いというふうな状態でございます。し
かし現在の状態を考へまして、これは
率直に申し上げても、食糧事務所二
万五千人の仕事が今張つておるからと
いって、食糧事務所関係の定員をふや
し得る情勢であるかどうかということ
も十分話し合つたわけでありまして、こ
れは一例でございしますが、そういうよ
うに十分話し合つておりますので、そ

の点は決してただ一人、二人のことを
言つておるのじゃない、これは根本的
な大きな問題もあわせて考へなければ
ならぬ、このように考へております。

○有馬(輝)委員 食糧事務所の例を出
されましたが、根本的な問題だとい
ふことになりました、食糧管理制度を
自体を閣部さんとこでやり合つて
おつてもしょうがないのですが、ただ
問題は、少くとも職員組合もある程度
納得し得るような口ぶりでもありまし
たけれども、たとえば本省におきまし
ては、三十一年の四月現在で二百二十
二人も長期欠勤者がある。これはた
本省に限らないで、地方の事務所へ参
りましても、このひどい状態になつてお
ります。閣部さんもよく調べて御存じ
だろうと思ひます。これはとりもなお
さず低賃金と労働過重、これからきて
おるのは争えない事実であります。や
はりそこら辺に対する親心がなければ
ほんとうの意味で合理的な定員を作つ
たということは言えないと思ひます
が、その点再度お伺いをしたいと思ひ
ます。

○閣部政府委員 長期欠勤者が非常に
多いというところはいろいろな危険信号
でありまして、ことに戦争直後におき
ましては、健康管理というものが不十
分だったのだ、各職場におきまして非
常に多かったことは事実であります。
その後健康管理が進むにつれて、
だいぶ減つて参つたように思ひますが
、相当地な数に上つてゐることは遺憾
であります。ただ長期欠勤者が、これ
は全体といたしまして七、八千あるわ
けでございしますが、これが直ちに公務
員のみが特にこの事が高いというわけ

でもございせんので、他の民間産業に比べまして公務員だけがこの現象から、労働強化がはなはだしいというところを結論づけるのはどうかと思うのであります。

ただ根本的には、私有馬さんと同じ意見でありまして、どこまでも仕事をやる以上は適正な負担量でなければならぬというところは、これは当然なことなものであります。適正な仕事の負担をするために適正な定員を獲得する、これがきわめて困難なことなものであります。仕事も決して職員がみな余っているというようなことは、私は絶対ないと思うのであります。民間側あるいは広く職者側から公務員は遊んでばかりいるじゃないか、公務員は多過ぎるじゃないかという批判の強いことも考え合せまして、公務員としてはできるだけがまんして、できるだけ少い人間で能率を上げてやるということはない、こう思っております。

○有馬(紳)委員 どうもこれは水かけ論になりそうでありまして、私はあえてこれ以上申し上げません。ただ問題は、一般に公務員は遊んでいんじゃないかと言われているのも事実であります。それを閣部さん自体から聞こうとは、私は非常に心外であります。

(閣部政府委員) そういう批判があるというところなんです。と(呼ぶ)たまたま遊んでおる者もあるかもしれないけれども、その遊んでおるのはひきまで遊んでおるんじゃないか。これはあとでまた私は給与体系のところでも申し上げたいと思っておりますが、あなたのところでもそうだろうと思ひますけれども、将来に希望がない、現実の生活に追い詰められておる。その中でマ

ジャンでもやらなければやるせないような気持ちになるのは、これは下級職員の心理ですよ。

これは議論が横道にそれますのであえてなんですが、そういうことじゃなくて、やはり冒頭に申し上げましたように、これは大久保さんにもお願ひしておきますが、よく実態に即応して、今閣部さんからもお話がありましたように、七、八千人にも上る長期欠勤者があるような実態、これに、あの公務員制度調査室の意向を待って、そのあたりに注いでいただいて、たまたま合理的、科学的というところで押えることだけにその精力を費すのじゃなくて、実態に即応した業務の分限に、閣部さんの言われるところの質と量に即応したところの定員というものを、ただ現在までの行きがかりにとらわれることなく、再検討する機会をぜひ近い機会に持つていただきた。このことを強く要望いたします。農林省の方来ておられないようですから、一応私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○相川委員 森本君に申し上げますが、郵政省の調査が一時間ばかりでしたら来ることになっておりますから、それまで受田さんに……

○受田委員 行政機関職員定員法の改正案を毎年のごとく御提出になる政府の大体今までのやり方を見ると、きわめて消極的な改正案であつて、定員法の根本的な問題の解決がされていらないと思ひます。

「委員長退席、床次委員長代理着席」
先ほど来の質疑応答の内容を拝見しまして、すでは事実上の仕事の量が

ふえていて、各省の定員に対してきわめて冷淡な態度をもつてお臨みになって、現におる職員に過重労働を強いっているという結論を拝見したのでございまして、一つこのではなはだ奇怪な定員増加をやつておる役所がある。それは三十二年度の予算を拝見し、また定員の状況を拝見して、有名無実、開店休業の状況にある憲法調査会という、政府与党の立場からは非常に尊重されている機関に対して、従来七名の定員を八名に増員してございまして、おが、仕事も何もしないで開店されたこの憲法調査会、何ら委員の任免もされておらぬ憲法調査会になぜ一名増員されて八名にされたのか、御説明願ひたいと思ひます。

○大久保国務大臣 ただいまの御質問であります。憲法調査会は、御承知の通りある人は開店休業と称してあります。けれどもこれは内閣直属の機関にかかつておりません。調査会自身が定めることになっておりますので、この定員法とは関係がございせんからその点御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 定員法に關連してお尋ねしておるのです。憲法調査会の職員定数の七名を八名にしたその理由はどうかとお尋ねしておるのです。

○大久保国務大臣 定員は増加せず初めから八名というように聞いております。

○受田委員 予算書を拝見しますと、三十一年の定員は七名、三十二年の定員は八名となっております。これはいかがでありますか。

月十一日に公布の法律第百四十号、憲法調査会法第九條第六項——これは改正されておられませんからそのまま読んでみますと、「事務局局長を除くほか、事務局に置かれる職員は、七人とする。すなわち事務局局長と事務局員七人、合せて八人でございまして、これは何ら変わっておりません。

○受田委員 予算書の数字に現われているものを拝見すると、三十一年と三十二年とでは一名増員されておる、この理由はどうかでございまして、この理由はどうでございましてか。

○閣部政府委員 予算書の問題は予算委員会でお調べいただくのが筋かと思ひますが、私の推測によりますと、おそらく昨年度の予算書におきまして八人載せるところを、事務局局長を除くほか定員は七人とするところとありましたので、そつちの七人を載せてしまつたのではないかとと思ひますが、私、その部分の予算書を見ておりませんが、からわかりませんが、これは八人で間違ひございせん。これは断じて八人で増員しておらないことは事実でございまして。

○受田委員 それは予算書に明瞭に出ている、ごらんいただければわかることです。昨年より一名増員したようにして、予算も一千万円から一千八百万円に増額されている。私はそこを指摘したいのです。大久保さん、あなたは国務大臣でいらつしやる。国務全般に關する責任もあるし、また定員法所管の国務大臣として、定員に關連するこの問題について、開店休業の憲法調査会に一名増員をするというのやり方について、あなた御自身としてはいかがお考えになるか。特にこの憲法調査会という役所が、いまだ委員の任命もして

いないということに対する政府の責任というふうな問題も、あわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○大久保国務大臣 憲法調査会が延期になっておることは、これはいろいろ政治的理由もあるようでありまして、私もそれは受田君の方がよく御存じかと思ひます。それは別といたしまして、定員の一名増加したことはほんとうかどうか、私はこれは閣部君の説に賛成しておるのであります。なおあなたのせつかつのお話でありますから、調査してみたいと思ひます。

○受田委員 憲法調査会が開店休業になつておるにもかかわらず、依然としてその機関に職員をふやし、そして予算もふやしているという現状は、私は見のがすことのできないう重大な要素が含まれておると思ひます。ことに、あなたは国務大臣として、国務全般の責任を負われる立場にあるのであつて、しかも行政機関の重責にあられるあなたである。各政府機関の内部監査の重責をになはれる最高責任者でもあるはず。内閣に直屬する機関といへども、行政管理の対象にならないと断言できませんか。

○楠美政府委員 ちょっと受田先生、かわつてお答えいたしますが、われわれは定員法のあれにかからないうことは、われわれの責任じゃないというところは断言できないと思ひます。十分責任のあることだと思ひますので、将来十分研究し、また何しませんが、今の一人定員を増したということ、これは千万円、金千八百万円よりふえていない、たつた十八百万円でございますから、これは予算がふえたと

は言えないのでありまして、一人人をふやして十八万あつたつて、これはどうにもならないのでございまして、それはこれから研究いたしますが、ふえていない、こう解釈していただいていいと思うのでございまして、一般の關係の定員については、われわれは責任は全然ないとは断言いたしたくないので、せいぜいまた関連して研究してみたいと考えております。

○受田委員 大久保大臣、あなたは行政管理局の長官でいらつしやるお方でありまして、従つて各省にまたがる行政管理局を遂行する最高責任者として、各省庁の間における不正事項の発生を防止し、またその発生した事項に対して十分監査、管理する責任がある國務大臣でいらつしやいます。私は昨年この委員会へ一言御注意申し上げたことがある。それは行政管理局という役所が総理府の外局でありながら、一方において、國務大臣が長官をやつてゐる各省の行政管理局を担当してゐられる。総理府の外局の長官が、國務大臣を長としてゐる各省の行政管理局をやるといふ上においては、非常にしりこそばゆいともあると思うのでございしますが、しかしあなたの責任は、各省にまたがる行政上の大きなミスを発見し、またそれを未然に防止するといふ重責をになつておられることは十分御自覚でございしますか、それをまずお聞き申し上げておきます。

○大久保國務大臣 受田さんの言通り、責任重大であります。

○受田委員 ところが私たちは、今あなたが長をしておられる行政管理局のお仕事の中で、あまりにもその総理府の外局という、いわば単なる一外局に

すぎない役所が、一省を率いる國務大臣が長となつてゐるその役所を行政管理局の上において、そのあなたの置かれておる地位の弱さから、行政管理局を遂行する上において迫力を欠き、また面目を立てようとしてからいばりしなればならないというような、非常にお気の毒な立場に立つてゐるようには私は思ふのです。それは大臣として十分お考えになつておられると思うのでございしますが、国の行政管理局、各省にまたがる監査事務というやうなもの、あなたはこのことを統一して、もつと強大な権力を持つ形で、その内部における不正を防止し、また発生した不正を十分処理するといふ立場において事務をまとめる必要はないかと私は思ふのでございしますが、御意見はいかがでございしますか。

○大久保國務大臣 国家の行政についての監査事務の重要なことは、総理大臣の施政方針の中にも明記してあります。だからしてもちろん承知しております。ただいま国の監査機関を考へてみますと、各省には各省におのの多少の形で置いてあります。それ以外に専門に、私の方は行管庁として、一つの官庁としていたしております。

これは専門にかつております。それから会計問題については、会計検査院が、主として会計に関する全般の事務の監査をしてあります。そのほかに大蔵省は大蔵省として、経理の上から、主計局が全国を歩いて監査をしてあります。そういうやうな工合にいろいろの機関があつて、不統一のごときは呈してありますけれども、私どもとその他の監査の機関の間には始終打ち合せがありまして統一されております。

す。調整されております。従つてこれ以上無理に監査機関を設けるといふのもいかがかという感じを持つておる次第でございします。

○受田委員 各省にばらばらにあるその監査事務を、あなたの方でまとめるというあり方をあなたはお考えになつたことはないか。御承知のように、財政上の監査の機関としては会計検査院があり、また各省にそれぞれ監査機関がある。どの省にもある。しかしあなたは行政管理局の長官として、これら各省にまたがる行政管理局あるいは監査事務を一本にまとめた形にする方が都合がいいというお考えを持ったことはないかということをお尋ねしてゐるのです。

○大久保國務大臣 各省各庁にはおのおの特徵があります。従つてそのある程度まで各省庁の長官にまかしておく方が行政の妙味であり、あまりこれを統一していばる機関を設けるのもいかがかと思ひます。まあこの程度にしておきたいと思ひます。

○受田委員 あなたは管理事務の対象となる役所に防衛庁が入つておりますか、いかがですか。

○大久保國務大臣 防衛庁は入つております。目下監査中でありまして。

○受田委員 行政管理局事務が怠慢であつて、各省の内部の特殊事情を考慮し過ぎて、思い切つた手を打たぬから、防衛庁の内部が腐敗堕落しておるのです。あなたは各省の独自の立場を尊重してやるのがいいのだとおっしゃつた。そして防衛庁を今監査中であるとおっしゃるけれども、防衛庁の内部のいろいろな不正行為というやうなもの、そういうものをあなたは今日

まで依然として放置しておる。ここに祖国の行政面における大きな欠陥が生まれてきてゐるのです。あなたは行政管理局長官として、各省にまたがる事務を、それぞれの役所に責任を転嫁して、自分はそれらの共管事項の一面とか、あるいはあなたの独自の権限等を行使するにとどまつて、各省の内部に鋭いメスを入れる勇氣を欠いておると私は思ふ。いかがですか。

○大久保國務大臣 私どもは行政監査をなすに當つていろいろことを考へております。一つはあくまでも事務の改善を主眼として進めなければならぬ。事件を調査するについても常識の線を越えてはいかぬ、こういう考へのもとに進んでおります。といつて、決して悪いことを見のがすといふことはありません。そういうことはいたしません。善は善として、悪は悪として進む勇氣は持つております。もしそういうことがありましたならば、決して適当な処置をとるにちやうちよはいたしません。

○受田委員 あなたは非常に温情主義で臨まれておると私は思ふのです。各省の中には国民の血の税金のそれぞれ費用を、もちろん会計検査院がこれを十分検査はされますけれども、使用方においてためめをやつてゐるところがたゞさんあることはあなたが御承知の通りなのです。一々、そういうそれだけの省の実例をあげるほど時間がないので遠慮しますが、一例を防衛庁にとつたのでございしますけれども、金の使い方があらまじである、幾ら物を買つておるとかやうなことは、これは決算委員会その他においてもしばしば摘発されたことである。またその

他の省においてもたゞさん事例があることはあなたの御承知の通りです。そこで総理府の外局として総理大臣の命令一下で、小さな役所の長官として動く程度のことしかできない現在の地位で、この重大な職責が果せるかといふ点で、あなたはなほだ心ざびしい思いをされることはないかと私は思ふのです。この点を一つ、機構的にあなたはこの行政管理局について、そして各省にまたがる政策を統一して、そして各省に、もつと勇氣をもつて管理事務ができるやうに機構改革をすべきであるというお考えがないかどうかをお尋ねしてゐるのです。

○大久保國務大臣 さつき申したやうな方針でなつた各省庁の長官にまかせるのを原則としておりますけれども、それが是正できない点においては私どもの方においてこれを処分します。これは先ほど申した通りであります。またもう一つ考へなければならぬことは、処分の機構は私どもだけではありません。法務省もありません。裁判所もありません。警察もありません。各方面が協力して事務の改善をはかるのが妥當な方式であつて、私の方だけが強化することは考へものであらう、こゝろ思ふのであります。御好意は十分ありがたく、あなたの御意思を尊重して事務処理の資に供したいと思ひます。

○受田委員 それはそれとして、機構上の問題になつてくるから、この次にあなたが十分確かなければならぬのですが、一つ定員法に關連する問題をお尋ねしておきます。先ほど以来われわれの同僚委員からお尋ねになつた問題に關連するところの問題と、新しい問題を一つ二つ拾ひますが、この定員

法の中に、先ほども申し上げた問題で、常勤的な性格を有する非常勤職員の立場が非常に微妙な立場で、これが除外されておるのでございませうけれども、おととい石橋委員が質問した中に、給与法審議の中で技能労働者についてお尋ねをした、ところが松浦労働大臣は公務員制度の改革の前提をなすものではないのだ、技能労働者は公務員からはずさないのだという答弁をしておられるのです。そうしますと常勤的な性格を有する臨時職員といふのは、すなわち定員からいふならば非常勤になる職員は、今後どういふ形でこれをあなたのお役所としては考えようとするのか、あなたのお役所の立場から一つお答え願いたい。

○大久保国務大臣 その問題は先ほども出ましたが、公務員調査会の結論が出まして、さらにその結果に基づきまして内閣に公務員調査室というのを設けて、専門家がそろって研究に従事しております。そうして今年度においてはさしあたり給与の問題を解決しようというので給与法の改正案を出して、おるのであります。続いてあるいは任用、試験、給与、服務その他一般の公務員に関する処理が順々に解決されて、議会に提案されることと思っております。あります。そこで今の常勤的非常勤者の問題であります。これはさき申しました通り、実に勤務には同情いたしております。内容においては、実質においてはほとんど事務官と同様の仕事をやっております者もあり、また勤務の年限においても数年の長きにわたっております者があるのです。にもかかわらず冷遇されておる点においては私は満腔の同情を表しておる次第であります。

ども、やはり今の調査会の、公務員の制度をいかに定めるべきかという原則がきまつた後においてこれを適当に処置する、定員に入れるか入れないかというところを研究したい、こういう心境でございます。

○受田委員 あなたは、現にこの委員会に提出されている給与法の改正案の中に、あるところの技能労働者といふのは、このあなたの所管であるところの定員法からはずされておる非常勤職員との関連においてどういふ立場にあるものであると御判定になりますか。

○岡部政府委員 御質問の趣旨が少しわかりにくいので私からお答え申し上げますが、現在の常勤労働者及び非常勤の非常勤職員といわれるものは、非常にその職種内容は千差万別であります。あるものはもちろん技能労働者の中に当然入るものもあるかと思ひますし、それからはずれるものもあるだろ。入るものとはずれるものとを定員法上どう扱つかというところは、今の公務員制度調査室の作業と相まって解決していきたいと考えております。

○受田委員 質問の趣旨がわかりにくいので、先にお答えになつたわけですが、私はあなたがどういふお答えをするか、あなたの御答弁に対してちよつと耳を傾けてきたのです。あなたは公務員制度調査室のやつていく作業とらみ合せて考えていきたいという御答弁だったのです。ところが公務員制度調査室は、そういう公務員制度と直接関係のある給与制度だけを先に出したのです。この二つは関連する問題であつて、車の両輪のような形のもので、それを今ここであわてて、給与制度の改正案だけを出しになっておる

という意味において、あなたが今苦しい答弁をされなければならぬような結果になつたことを御承知でございますか。

「床次委員長代理退席、委員長着席」

○岡部政府委員 大体見当つてお答え申し上げたつもりであります。その中で常勤労働者は給与法の適用がありますので、現在の提案になつております給与法が通れば、その中の俸給表の第八番目にあります技能労働者俸給表の適用を受けると考えております。

○受田委員 そうしますと、その技能労働者の適用を受ける職員は、当然定員法のうちの定員に入れるべき立場のものとお考えになりますか。どうです。

○岡部政府委員 お答え申し上げますが、御承知の通り、定員法第一条には、政府機関、行政機関の常勤職員の総数を規定することになっておりますが、その中で二月以内の期間をもつて雇用された職員は除く、こういうことになっておりますから、現在の常勤労働者といふものは、これは法律論を申すよりで恐縮であります。二月以内の期間をもつて雇用されている形式を持っておりまして、これは当然今の段階では定員法の適用がないわけになります。定員法からはずれておるけれども、給与法の適用を受けて技能労働者俸給表によつて格づけされる、こういうことになります。

○受田委員 給与法の適用を受ける、すなわち給与法の中の技能労働者の俸給表の適用を受ける、しかし定員法からはずされておるといふ職員がここに出てきたわけですね。従つて今までの給与法の適用を受ける職員で、給与法の中にいふに書いてある俸給表の適用を受ける職員で、定員法からはずされた職員がございましたか。

○岡部政府委員 給与法の適用を受けている職員で、定員法からはずされている職員といふのは、第一にこの常勤労働者、第二にはいわゆる非常勤職員、すなわち常勤的非常勤職員も含めて、数十万に上る非常勤職員は、すべて定員法の適用からはずされております。

○受田委員 現行給与法の場合の例を私はとつて申し上げたのであります。

○岡部政府委員 現行給与法の例を申し上げたわけでありませう。

○受田委員 今の現行給与法には技能労働者といふ俸給表は掲げてないし、そういう職群は入れてないことを御承知でございますか。

○岡部政府委員 現行給与法では、一般職俸給表の適用を受けております。

○受田委員 従つてその一般職の中で、技能労働に従事する職員の中で、常勤的な性格を有する臨時職員と、非常勤的な性格を有する臨時職員という二つのケースがある。従つてそのうちで二月月で交代をするけれども、事実上二月月、二月月と通常の公務員と同じ立場に立っている公務員といふものを、純粋な公務員としての立場から、長期にわたる勤務をする公務員としての立場から、これを考え直していくという方向に、あなたは定員法を改正しなすなわち給与法の中、技能労働者の俸給表の適用を受ける、しかし定員法からはずされておるといふ職員がここに出てきたわけですね。従つて今までの給与法の適用を受ける職員で、給与法の中にいふに書いてある俸給表の適用を受ける職員で、定員法からはずされた職員がございましたか。

○岡部政府委員 その点は先ほど大久保大臣から申された通りでございます。

○受田委員 しかるところ、今回出されている定員法の改正案を見まして、三十二年度の定員のワケを二千九百四十六人しかふやしてないわけですね。ところが、ここに多数の常勤的な性格を有する公務員といふもの、大半は十万人に近いといわれておる、その中でも特に常勤的な立場にある職員の数は六万といわれておるが、そういう人々の大半を救済措置は、とられていないのです。これを今後どういふふうにして救済していくかとするのか、その方策をお示し願ひたい。

○岡部政府委員 これは大久保大臣からもお答え申し上げた通り、あるいは先刻来有馬委員に私から申し上げた通り、このような推移及び方向をたどつております。

○受田委員 その中で、これらの職員は事務費とか物件費とかでまかなわれておる。大事な人間を物と同じように考えていこうという觀念などが、各省によつては考えられておる。人件費として堂々と銘を打つて、これを優遇するといふ措置をとるよ様に、なぜ行政管理庁は十分管理しないのか。

○岡部政府委員 この点につきましては、戦前にさかのぼらなすなわち戦前には、いわゆる官吏だけを定員にあげまして、予算上も人件費としては官吏だけを計上して、職員、用人以下は物件費から出しておりましたので、そのようなことはおかしいじゃないか、すべて国家に勤務するものは事務官、技官、雇員、用人の区別にかかわら

ず、これを国家公務員として一律にやるべきであるということで、定員法もこれを全部包含したわけでありました。またその人件費も、職員俸給費として全部組んだわけでありました。まさに受田さんの理想を実現しよう、こう考えたわけでありました。その後、しかしそれで間に合わない、あるいは何とか役所の事務を臨時に間に合せたいというので、出て参りましたのが常勤労働者であります。これにつきましても、最初物件費から出すようなことになっておりましたので、それではおもしろくないじゃないかというので、二十七年年度の予算から常勤労働者給与として、物件費から別にいたしまして、常勤労働者給与からこれを支出しておりました。しかし常勤労働者というものが数かふえまして、その職種が非常に多くなりまして、常勤労働者という名称はおかしいじゃないかということで、三十二年度の御審議いただきました予算からは、これを常勤職員という名称に改めた次第であります。従って決して物件費からは出しておりません。ただ非常勤職員に至りましては、現在各事業費の中から賃金として出している。賃金関係で雇われる職員の賃金費用は、それぞれの事業の消長に伴うものだから、普通の一般の俸給費と科目を別にいたしまして、その事業費の中から賃金として出す、こういうことになっておりますので、従来に比べれば受田さんの理想の実現に一步近づいている、制度としてはそうなっていると御了承いただきたいと思ひます。

○受田委員 物件費から漸次事業費に変わった。しかし事業というものは、一つの物を対象にする事業である。その物を対象にする事業の中へ大事な人間の労働に対する報酬を入れているということは、私はまだ問題がひそんでいて、人の神聖な労働に対する報酬を事業費の中から出すというものは、本質的に誤っていると考えないですか。

○岡部政府委員 受田さんの御意見きわめて貴重な御意見だと私思ひておりますが、これはもっぱら技術問題でございます。算のきめ方だと呼ぶ者あり。予算のきめ方に関する技術問題、そういうふうな一つ御了承いただきたいと思ひます。これは大蔵省でも十分研究していただくべき問題だらうと思ひますので、これ以上お答えすることは差し控えたと思ひます。

○受田委員 それではそれから先の問題は、大蔵省との関係になりますので、あらためてお尋ねいたしますが、次の質問の方が控えておりますので、一言だけ役所の関係の定員についてお尋ねしておきたいと思ひます。恩給局という役所があります。これは総理府の中にある。この恩給局という役所は、最近のいろいろな恩給事務の複雑化のために、相当の臨時職員を増置したわけですが、ところがその職員の定数において、常勤の性格を有する非常勤職員の数が、現に八百名を越えている。しかしながら恩給局の事務は、今後恒久的な事務として、相当長期にわたって、山積する事務の処理以外に、恒久的事務の処理のために、相当数の常勤の性格を有する職員を必要としていることをあなたは御存じであらうと思ひます。この恩給局の定数について、八百名を越える臨時職員を全

部定員法から抹殺して、現に存する二百名をわずかに越えるだけの職員を置いていくというものは、いかなる理由に基くものであるか、お答え願ひたいと思ひます。

○岡部政府委員 恩給局の職員につきましましては、私ちよつと受田さんと考えを異にするのでありますが、恩給局というものが恒常的な仕事を抱えるようになつた場合にどういふ程度の定員を持つたかという問題は、今正確には申し上げられませんが、現在はいきわめて臨時的な、将来すみやかになくなる仕事を大量に抱えておられますので、いわば郵政省の年末のピーク時に臨時職員をたくさん雇うのと同じことであつて、そのピーク時の職員量をそのまま定員の中に入れておられるのは、私はむしろきわめて不適切なことではなからうか、そういう臨時的な職員を除きまして恩給事務のあるべき姿に相応した恒久的な職員数というものを計上すべきものだと思ひております。それが現在の二百五十四人と思ひております。その二百五十四人で足りるか、あるいはこれをふやす必要があるか、もつと減らす必要があるかという問題は、恩給事務の今後のあり方によつて影響されるところであらうと思ひております。

○受田委員 あなたはそうお答えにならうと思ひたのですが、これはあなたが恩給事務の実態をよく御存じないからそういうことになつておられるのです。何となれば恩給事務はこの委員会の所管事項でございまして、よく実情を知つておられるのでございまして、今臨時的に必要であると言われる公務扶助料の支給とか傷病年金の支給とかいふ問題のほかに、基本的に長期にわたる審査事務とか整理事務とかいふものがあるのです。これは恩給局の仕事として、一時的に公務扶助料の支給が山積した分を二、三年で片づけるといふような問題でなくて、四年、五年という期間には片づかない、ずっと長期にわたつて――すでに百九十万をこえるところの最近の戦死者の遺族に対する公務扶助料の支給事務の継続にいたしまして、たくさんの人を抱えて、事務がたくさんの対象を抱えてきたために、恒久事務も、またそれに従つて長期的な性格を有する大量の事務があるわけですから、これは一時的に四年、五年で片づくものではない、少くともまだ二十年や三十年、相当長期にわたつて基本的な恒常的な要素を持つた事務が残つていく。また文官、旧軍人の恩給等の事務についても同様です。従つて一年か二年で片づくごく少数の臨時事務と、その中の多数の長期の恒常的な事務とを区別してあなたはお考えにならなくちゃいかぬ。従つて現に恩給局の定数は二百四十二名という定員法に定められている以外に、少くとも八百二十四名の臨時職員を置かざるを得ない、しかも去年も、おとしも、ことしもまた臨時職員がそのまゝの形で事務をとつていくとしておられるところに――その八百二十四名の中には、經常的な事務の担当をする職員がその中で相当多数の位置を占めなければならぬと私は思つておられるのであります。従つて八百二十四名の臨時職員は、事務量は全部臨時的なものとおあなたは御判定になつたことに対して一つ是正を願ひたいと思ひます。

○岡部政府委員 先ほど申し上げた通り、恩給局の仕事は急速にやらなければなりません。またお示しのように恒常的な仕事と臨時的な仕事もまじつております。あるいは臨時のといつても相当年数のかかるものもありますので、恩給局の職員の適正な規模ということにつきましては、恩給事務に支障がないように恩給当局ともしばしば打ち合せをしております。十分御意見は尊重して今後やつて参りたいと思ひております。

○相川委員長 それでは片島委員。

○片島委員 大臣が見えるまで……第一に今回の改正案の等級制について、これは政府案も人事院案もすべて七等級制をとつております。これはたたくさん俸給表がありますけれども、行政職についてお尋ねをしたい。人事院の勧告及び報告で、十五級の現在の制度は職務の段階の実態に即応せぬから、また同一職務内容の官職が数個の職務の級にまたがるとか、同一職務の級に上下の官職が混在しているとか、こういったようなことが書いてあるのではありませんが、どうして現在の制度では実態に即応せぬか、七等級制ならばその実態に即応するものかということをお聞きしたい。

○浅井政府委員 人事院の方から先にお答えをいたしますが、現在の十五級の職務の級は、決して職務的な精密な職務分析からできたものではないのであります。そのために官庁の内部の実情に適しない点がだんだんできて参つたというところに陥つておられます。そこでまず現在の官庁内部組織から申せば、行政職に関する限り七等級くらいに区別するのがよからう、大体こういう趣旨からきておるのでござい

ます。

○片島委員 それでは答弁にならない
じゃないですか。十五等級ではどうも
工合が悪いが、七等級くらいが大體い
いというのではちよつと問題にならぬ
のじゃないですか。あるいは八等級か
十等級かあるいは七等級くらいがいい
のだ。私はあなたの方の報告書、勸
告書に書いてあることを読み上げたの
ですが、そういう理由に基くのかど
うか、その点を具体的に説明をしてい
ただきたい。

○淺井政府委員 ただいま一番趣旨と
するところを申し上げたのでございま
して、実際のものと詳しいことは給与
局長から説明させます。

○瀧本政府委員 御承知のように、現
在の給与法におきまして十五の職務の級
は、これはやはり職務と責任の段階に
基きまして決定されるべきものであり
ます。これにはやはり職務内容に応じ
まして、それぞれ各職務の級に格づけ
されることが基本であるはずでござい
ます。ところが現在の実際の運用は報
告書にも書いてあります通り、ただい
まお説き上げになりましたように、た
とえば課長でございまして十級の者
もございまして、十一級、十二級、十
三級の者がおるといふわけでございま
す。それからまた課長補佐にいたしま
しても、現在十二級くらいいる者がお
る。また局長にいたしましても現在十
三級、十四級、十五級にまたがってお
る。一応長官、次官の職務の級とされ
ておる十五級に局長がおるといふこと
は、職務と責任の観点から見ましても
やはり話がばやけておるのではなから
うか。およそ課長なら課長の段階、あ
るいは局長なら局長の段階におきまし
て統一あるやり方がいいのではなから

うか。現にそういうふうな職務の級が
入り乱れておりますので、職務と責任
という点がばやけておる、こういうこ
とが言えるのではなからうかと思つて
であります。現に官庁の組織におきま
しては、一般中央官庁でありますなら
ば、次官、局長、課長、課長補佐、そ
れから係長、平係員——平係員のところ
におきましては上級係員、下級係
員、この程度の区別がございまして、そ
れからわかれわかれかねてから研究いた
しております職務の等級の段階にお
きまして、大體その程度の段階にな
るのでございまして、もつとも今回の改
正案、人事院の勧告におきましては、
職務制を基礎といたしておりますんか
ら、参考にはいたしておりますけれど
も、やはり現在の運営の実態というこ
とに着目いたしておるのでございま
す。これを整理いたしまして、七段
階にいたすことが適当であらう、この
ように考えております。

○片島委員 それでは答へになりませ
ん。今局長とか課長とか言われました
が、そういうのは数が知れておるので
あつて、五級から八級くらいの職員が
一番多いのです。そこでおっしゃった
ように、同一職務の級に上下の官職が
混在するとか、数個の級にまたがると
かいふのは、現在の十五級制度が悪い
とか七等級がよいといふのではな
く、同一の職務の中で勤続年数が違
い、学歴が違い、年令に違いがあるた
めに、さらにはあなたの方できめてお
られる級別定数に縛られて上級の職務
に上れないといふこと。それから戦前
に比べて現在は非常に新陳代謝がな
い。御承知のように戦前は、私ちよつ
と給与問題をやっておりましたが、退

職率が二割くらいありました。ところが
が現在においては四割から五割しか退
職率が出ておりません。でありますか
らそういう俸給表を作ることによつて
今おっしゃったような理由が解消する
のではなくて、私が指摘したように、
同一職務の中で勤続年数、学歴、年令
等に差異があり、級別定数に縛られて
上に上れないといふこと、また新陳代
謝が少ないといふことが一番大きな原因
じゃないかと思つて、いかがであ
りますか、あなたのおっしゃったよう
な説明では私は答へにならないと思
います。

○瀧本政府委員 現在の給与法にお
きまして、第四条に明示してあるよう
に、給与というものは職務と責任に基
きまして定められることになるのであ
ります。今御指摘のように一般の係員
については六級、七級、八級というふ
うに分布しております、八級のところ
は例外級と申しております、特に
承認を得て進むところであります、
たとへば普通の係員でありますれば、
上級係員は七級になりますと——例
外的には八級に進んで参りますが、一
般的には七級の最高号俸まで参ります
と、これがワケ外に出ていくのが現在の
実情であります。従ひまして同じ職務
をやっております者が、一方においては
八級に進む者があり、またワケ外に出
る者があつて、その間の昇給率に非常
な違いがある。従つて同じ仕事をや
つておる限りにおいては大体同じ昇給
率で進むといふようにこれを平均化いた
しますことがむしろ適当ではなから
うか、かような考えに立つておるので
あります。またただいま御指摘のよう
にこの新陳代謝が非常に少いといふこと

がございまして、従ひまして人事院が上
の級にどんな人やらないからこうい
う現象が起るのだといふように、御指
摘にならうかと思つておりますが、現
在の運用におきましては、われわれが
報告書に述べておりますように、頭
打ち、ワケ外が大體年々二%ないし
三%ずつ累増していくといふような状
況でございまして、これはやはり現在の
職務の級における俸給の幅が非常に狭
いといふようなことが原因しておる。
そういうところをいろいろ考えまし
て、今回はたとへば上級係員でありま
すれば、その範囲におきまして十分昇
給して長年月に耐え得る、しかもその
中におきましてはその昇給率は平均化
される、しかも現在の昇給率を維持し
てこのような方法で改正する、これは
現在の状況に非常に適しておるでは
なからうか、このように考えておりま
す。

○片島委員 それは上にだんだん上つ
ていくのには今度五等にしても十五級
にしても同じでしょう。あなたの方は
今度は等級だけは七等級に行政職を整
理しているけれども、俸給表が今まで
五種類七表だったのが、今度は八種類
十六表に増している。そしてこちらに
都合の悪いのはこちらの別の給与の俸
給表に整理して、そちらの方でお前たち
は上つていけ、こちらの方でお前たち
は上つていけ、こういうふうなことに
なつておりますから、六等級にしても
七等級にしても、十五表にしても、む
しろ号俸の数の多い方がそれを運用す
る上においては都合がいいのではあり
ませんか。現在は十五級八十二号俸に
なつておりますが、今度は七等級の四
十八号に整理されておる。そして今

あなたが言うように、今度は上の方に
平均して上れるというけれども、級別
定数で縛つておるからやはり上れぬよ
うになりませんか。号俸は今度の
方が少いでしょ。

○瀧本政府委員 御指摘のように号俸
は少いのであります。もつとも人事院
の考え方におきましては六カ月、九カ
月といふことを認めましたが、号俸の
数は多くなつております。ただ号俸の
数が少いだけではこの問題は一概
に論じられないのではなからうかと思
います。現在六カ月昇給のところ
一号と申しておりますが、法律案に
おきましては一号が原則的に一年に
なつておるのでございまして、またそ
れより延びておるところもございま
す。号俸の数が少いだけで耐用
年数が短かいといふことにはならない
のではなからうか、このように考えま
す。それから現在一般俸給表でやつて
おるものを俸給表の数をふやしてお
るのではないかと、たとえば研究職、技能
職等の俸給表を作つておるのではない
か、まあ技能労働職もそうでございま
すが、そういうお話がございまして、
なるほど俸給表の数はふえておるの
であります。しかし現在の給与法の運
営におきましては、一般俸給表にいろ
んな職務の種類が混在いたしておる
ので、勢いこれは同様の処遇をするこ
とが実際に適さない点がございまして
で、人事院の権限の範囲内におきま
して、いわゆる級別資格基準表という
ものを設けまして、これの運用により
まして、たとえばお医者でありますとか、
研究職あるいは一般の行政事務職等
は、それぞれ違った上り方をすると
いふことになつておるのであります。そ
の数は四十種類にも及んでおりますか

ますし、また給与の問題は絶対的な意見というものはおそらく成り立たないのではなからうかと思えます。そこで私も考えておりました点は、人事院の報告にもありますように、少くとも

一般俸給表の例を取りましますと、頭打ちワク外が非常に多いのであります。な

かなく、この頭打ちワク外の現状をながめてみますと、職務の級の下の人

が非常に多いのであります。ここにもちゃんと書いてありますように二級の方が二五・四％、三級の方が三〇・六％、

四級の方が二七・三％、五級の方が二三・六％、この実態をながめてみま

す、技能労働関係の方が非常に多いのであります。一体なぜこのように頭打

ちワク外が多いのかということになりましますと、あまりにも職務の級を細分し

まして、上の級に上れないという体系になつてゐることに大体の原因がある

だらうと思つておられます。ところが今度勸告いたしておきますところの俸給表

によりましますと、たとえば一般の守衛でありますれば、技能労働俸給表の二

の二等級である、あるいは自動車運転手でありますれば技能労働俸給表の一

の三等級であるといふに、役付き以外のものと二段階しか分けておりませんので、先ほど申し上げた非常に細分されたたきさんの頭打ちワク外に比較いたしますと、この勸告及び提出されてゐる法律案の方が、より合理的ではなからうかという考えを持つてゐるわけでありまします。

○片島委員 今あなたが頭打ちがさういふふうに出てくるというのは、現在の俸給表のせいじゃないでしょう。級別定数をふやしたらいいじゃないですか。それが予算に關係するなら今後とも同じです。あなたの方は級別定数をカッコでくくつて、ここからこまごまは流用してよろしいというカッコ内の級別定数まで作つてゐるのです。級別定数をくぎづけしておいてその上をふやさなかつたら、どこへ持つていつても頭打ちはできるのではないかと。

○慶徳政府委員 確かにその辺の級別定数をふやすことによりましてある程度の緩和をはかるというところは、御指摘のようにできる面もあると思つてゐます。これは率直に認めなければならぬと思つてゐます。しかし先ほど申し上げましたように、非常にこまかに級別が分れておられますといふこと、しかも分れておられます級別に定数をきめなければならぬ、これが現行法の建前でありまします。そうしますとこまかなワクの中で級別定数をきめると、大まかにきめたもので定数をきめると、おのずからそこに制約される度合いが非常に違つてくるのではなからうか。もしも御指摘のように級別定数の作り方に遺憾があるといふと、細分されておられますならば細分された限度において定数をきめざるを得ない。これは法律的な制約を受けて、おのずからそこには限度があるといふふうに考へてゐる次第であります。

○片島委員 それはあなたの方の手續が事務的にいろいろめんどうだとか何とかといふことによつて、経済的にまた身分的に非常に重大なる影響を及ぼす俸給表といふものを、そう簡単に考へるといふことは、これは遺憾であると思つてゐます。特にあなたの方ではさういふ隘路を開けるために、わざわざカッコ級別定数といふものを作つて、その中に流用ができるようにしておられる。これはどういふところにいきましても、俸給表をどういふふうにして、等級を七等級にしても十等級にしても、少い等級にしても、結局予算の裏打ちがなければ実はず昇格はできないといふことなんです。予算にすべて縛られてゐるのです。その予算の範囲内においてはどういふうちにでも、あなたの方で運用を今までもやつてゐるので、今度の俸給表ができたからといって、予算の裏づけといふものがなかつたならばこれはやばいではない。それは今度一回だけは予算の裏打ちがありまします、今後の昇格昇給といふのは予算にすべて制約をせられるのでありますから、あなたのたゞいまのような答弁では、単に等級を短縮したといふだけでは、その中にどうしても予算といふものと級別定数といふものがある以上は、打開できないと思つてゐますが、いかがですか。

○慶徳政府委員 給与の問題は予算にある程度の制約を受けるということ、これは率直に認めなければならぬと思つてゐます。問題は、予算その他の制約を受けるにいたしまして、運用面ではし得る問題と、制度の改正によつて緩和する問題と、分けて考へる必要があります。ただいま問題になつておられますところの技能労働の問題にしましては、現在少くとも七つあるいは八つくらいに細分化してゐる。今回は、先ほど申し上げましたように、自動車の運転手の例をとりますと、一般の運転手さんと車庫長、それから守衛さんの例をとりますと、守衛さんと守衛長、二つしか今度の等級では分類ができないのであります。つまり制度的に従来七つも八つもこまかに分れておりましたが、ただいま例示しました点で申しま

す、二つの段階に圧縮されるわけでありまします。そうしますと級別定数といふ、あるいは等級別定数といふ、御指摘のように予算上ある程度の制約を受けるにしまして、七つも八つもあつた級別定数の制約より、わずか二つしかない制約の方が非常に緩和される、これは否定することはできないであらうと考へておるわけでありまします。

○片島委員 それはいつまで論議しても、やはり今度の級別定数を作つてく

る。あなたの方で今後制定せられるわけですが、この級別定数の裏づけとな

るものは予算でありますから、予算が

伴わなかつた場合に、制度だけを作つ

てもどこかでこれは運用が困難になつ

てくるということでは、どうしたつてこ

の給与問題についてはやむを得ない。

俸給表を非常にたくさん作るというこ

とは――私は、話の前に戻りますが、人々がその俸給表の適用を受けるこ

とによつて非常に差別待遇を受けておる。特に著しい例として、一般職の行政職について一と二を分けておられますが、その二の方は地方支分部局についての俸給表であります。地方支分部局といひましては中央との人事交流があることは御承知の通りで、向うに転勤したり、こちらに転勤するたびごとに号表の取りかえを発令して、地方の場合にはこうだが、中央の一号表に当てはめた場合はこうだと、同じ行政職で、地方におる人間には、お前たちはさういふワクだ、中央におる人はちよつと俸いんだからさういふきれいなワクだといふことにしなかつても、同じ俸給表をやればいいのであつて、どこに地方に支分部局などと区別しなければならぬ理由があるか。これはいろいろ、たとえば教職員の問題について、高校あ

るいは一般中学、小学などの俸給表について論議されたことでもあります。こ

場合が多いのでございまして、これを中央の一つの五等級に統合するよりは分けた方がむしろ適当であらう、あるいは行職二の一等級、二等級につきましても、工事務所の所長でありますとか副所長というよりな段階から見まして、やはり分けた方が適当であらう、かように考えて一と二を分けたのでございまして、別にこれによって地方と差別する、あるいは軽視するといふような意図ではございせん。

○片島委員 非常に理由が薄弱じゃないですか。仕事の性質が違ふといつても、実はたとえば地方の支分部局に本省から行く、また向うから、今大学を卒業した者でもあるいは地方の高校を出て非常に優秀で中央に入るといふような人も非常に多いので、そういう場合に一々俸給表の切りかえをやる必要がない。特にこの号俸で、一号俸当りの俸給額が違つておるならばこれはまたその理由があるかと思ふのですが、実はただ一等のところを二等に下げ、二等が二等、二等が三等といったような程度のところに、地方では給料は安い等だけでは上に上げてゐる。しかし、お前は地方の上位だぞといつても、地方職員として等は上の方だけれども、中央にきたら低くなるのだ、俸給表は全く同じものを、同じ金額のものをそれぞれに当てはめておいて、そうしてこういう區別をするといふこと自体が、わざわざ差別的な感じを非常に与えたといふようにしか私は考えられないのです、やはりあなたの方では、これは絶対にこゝろにふらふにやらなければならぬのですか。人事院勧告にもこゝろが特にはないのです。これは大山さんが特にはないのだらうと思ひます

が、いかがでありますか。あるいは人事院のようになに一本にするといふお考えはないのですか。

○大山政府委員 二分しないと絶対にやつていけないかという御意見でございますが、もちろん絶対にやつていけないといふような性質のものではないと思ひますが、この方がより適当であらう、かように考えまして立案した次第でございまして。

○片島委員 先ほど頭打ちの問題についていろいろ議論をしたわけですが、頭打ちというものは、ワケ外になるというものは、結局昇給制度をどういふふうで運用していくかといふことになるのであります、昇給については、職務が上級段階に上るといふので、これはわかるのでありますけれども、昇給といふことについては、これはどういふ性格を持つてゐるというふうにお考えになりますか。私が特にこの点を人事院と政府当局に聞きたいのは、戦前は二割からの退職人員がございましたために、実は昇給予算といふものは別に予算を取らなくても、新陳代謝によつて、上級者がやめて、その分が新規採用の方に回つていくといふような形で、上のやめた者の分が下の方につき、その昇給原資が回るといふような形で、昇給原資を何となくいふような考へは前には持つておらなかつたのであります。ところが最近では四、五割くらいの退職率しかないので、やれ四割だ五割だといふ昇給原資を確保しなければならぬといふことになつてゐるのであります、昇給とは一体どういふ考へでやつてゐるのか。特に私が申し上げたいのは、民間の営利事業である場合にはその能率が上り収益が上るといふ

場合にはどの程度でも上げていいが、国家公務員の場合は、一般の民間営利会社と違つた考へ方を持つていかなければならぬと思ふのであります、人事院においても相当検討されたらうと思ひますから、この点を一つ人事院当局からお答え願ひたい。

○淺井政府委員 昇給は、今度の案によりますれば、要するに上の等級へいくことでありますから、それはやはり職務と責任の違つた官職につくことにならうかと思ふのであります、しかし昇給の方はいづれこれは俸給の幅でございまして、生活給的な要素を持つており、勤続年限に応じて給与がふえていくといふことにならうかと思ひます。

なお、給与局長から補足させます。

○瀧本政府委員 昇給の方は、現在の給与法によりまして、一応予算の範囲におきまして、勤務成績の良好な者が昇給するといふことになつておりますが、従来の給与法の運用の実態を申し上げますと、長期病欠あるいはその他の事由がない限り、普通の勤務成績で勤めておられますれば、給与法に定められておる期間を経過いたしましたならばこれは昇給する、こゝろのことになつております。われわれといふたしましては、人事院の勧告におきましても、大体従前の昇給速度といふものを一応の目安にいたしまして、今後ともそういうことが継続されるということを一応念頭に置きましてこの計画を作つておる次第であります。

○片島委員 昇給については大体どのくらいの一今は四割ですか、俸給総額に対して何割くらいを見込めばよいとお考えですか。

○瀧本政府委員 現在の給与法におきましては、たとえば職務の級の低い方におきましては六カ月昇給といふことになつております。現在の給与法におきましては俸給表の基礎になつております通し号俸は大体等比級数曲線になつておるもので、一号の刻みといふものは、下から上まで通じまして大体三・八割くらいになつております。しかも下の方におきましては一年間に二度昇給するといふことになつてありますから、その辺は三・八の一割の七・六、大体その辺の昇給率にならうかと思ふのであります。これは職員構成が俸給表のどの部分に非常に多く固まつておるかといふことによりまして、全体の昇給率といふものがきまつて参るであらうと思ふのであります。が、現在の予算では、大体四割見当といふところを一応俸給に關しましての昇給原資といふことで見てございまして、ただ事実問題として見れば、ある人が欠員になりました際にその次の人を充足しますのに多少の期間があつたりする。そういうようなことでいろいろ補いをつけておまして、実際はそれよりも多い昇給をいたしておるのであります。ところが、予算上は大体四割見当といふところがこの昇給原資の組み方になつております。

○片島委員 あなたの方でいろいろと二十九年、三十年ごろから検討せられて、戦前の一般官吏及び雇用人の昇給の状態を調査しておられるのを拝見いたしますと、戦前では判任官、雇員が大体一〇%、それも判任官でも最も数が多い七、六、五、四級といふようなところの昇給率が一〇%程度であります。ところがまた高等官にしまして

も、最も数の多い四等、五等、六等、七等という下級の高等官の方は、これまた八割ないし九割といふ昇給率を示しておるのであります。たまたま今日非常に新陳代謝などがないために昇給原資に困つて、非常に安いところに押えられておるのであります。しかし新陳代謝があるといふようなこと、特に人員構成は——あなたのところの言葉で言へば不適正ださうであります、この不適正な人員構成といふものは、何も本人たち国家公務員には罪とがはないのです。これはそのときの政治情勢、経済情勢によつて自然とさういふような職員構成の波が出てくるのでありますから、これを公務員の方に押しつけて昇給制度を加減するといふことは、これはあつてはならぬことではあります。神武以来の大量景氣でありますから、実は戦前よりも景氣がいいのに違ひないのであります、公務員の方だけは一〇%、あるいは高等官でも下の方は、八、九割といったような程度のところを、今日四割程度に抑えなければならぬといふ理由はどこにあるのでありますか。

○慶應政府委員 ただいまのはどの資料から御指摘になつておるのか、実は資料を拝見してありませんのでちよつとわからないのであります、ただいまおっしゃいました判任官が一〇%云々といふような点は、おそらく想像でありますけれども、中央官庁におきましてはあるいはそのくらい昇給率を持つておつたところがあるかもしれはないと思ひます。ところが御承知の通り、旧官吏制度におきましては、中央と地方とにおきまして非常に大きな差別待遇をやつております。卑近な例を

とりましますと、中央と地方におきましては初任給も違っております。昇給率も違っております。また昔ありましたところのボーナスにおいても違っておりますというふうに、中央と地方におきましては非常に大きな差別待遇を昔の制度はやっておったわけであります。

従いましてこれら中央地方をひっくりめまして全体の面から見ますと、どの程度の昇給率であつたかということになりますと、遺憾ながら私も現在手元にはつきりした資料を持っておりませんので、ちよつとはつきりしたことは申し上げかねるのでありますけれども、要するに全体から見ると御指摘になりました昇給率は非常に下回るのではないかろうかというふうにまず第一は考えるわけです。

それから現在の昇給率につきましましては、先ほどもお答え申し上げましたように、給与法の通りに運用いたしますと大体五・五％くらいの昇給率になつております。私も民間の昇給率なども調査いたしておるのでありますけれども、意識的にことさらに昇給率を圧縮するといふような考え方は持つていないのであります。今回の改正法律案におきましても、昇給率につきましましては大体現状を維持するという考え方があります。また民間とのバランスからいいますと、大体似たり寄つたりの昇給率が維持されるのではなからうか。従いまして人的構成云々の問題も出ましたけれども、私も率直に言いますと、昔のようないわゆる定員定額というものが現在の給与法なり運用の面から見ても非常に大きな困難があるから、従つて御承知のように、毎年々々

新規の昇給原資として四〇程度計上しておるといふような現状に相なつております。

○片島委員 私が一〇％ないし八、九％というのは、あなたの方で各省別——これは省が全部あつておりませんが、あるいは大蔵省とか、あるいは逓信省とか、そういうような数個の省についてあなたの方が調査をしておられるその資料を私は実は拝見してこの数字をあげておるわけでありまして、ところが実は今度の昇給の期間、またこの額を見ますと、必ずしも下の方に厚く上の方に薄いというふうなことでなくして、むしろ上の方がよくなつておる。昇給期間が同じ一年であるのに、非常に昇給額が高いというところから見て、上に非常に厚く下の方に薄い。ところがあなたの方が調査になつておる、これは慶徳さん知つております、あなたが作つたのですから。その資料に基づきますと八％、九％、一〇％という、こういう高率のところにあるものが、今度のこの俸給の率によつて七、八、九、四、五、六、七といったような、判任官でも高等官でも下の方は割によかつたのです。判任官でも一級、二級、三級になつたらなかなか上らない。そうすると高等官でも三等の一級、俗に三丁目一番地とか何とかいっておりましたが、勅任官にならないう人はいない。これは絶対にとまりつきりといつてもいいくらいです。戦前でさえそういうふうな上の方に薄く下の方に厚かつたのです。それをあなたの方は昇給の率は引き下げる。上の方によくして下の方に安くするということ

は、あなたの方は戦前の官吏制度を模

討せられてその結果こういう俸給表を作られた。そういうことに對して昔のいいところはとらないで七等級制にした——私は大臣に聞こうと思つたのですが、昔の旧官吏制度を復活するといふ、制度の復活だけは昔の制度をとつたが、金目になるような、ふところに入るようなところだけは、上の方はよくして下の方は薄いという案を作られたことはけしからぬと思ひます。総裁は十分昔のものを検討されたかどうか御所見を伺いたい。

○淺井政府委員 俸給制度が昔がいいか今がいいか、これは大問題でございませうけれども、公務員法の制定以来の従来の経過をたどつてみますと、大体現在のようになつておるものでございませう。なるべく下に厚く上に薄くということも問題にならうと思ひますけれども、今度の勧告は大体戦後発達してきた給与の現状をそのまま取り入れておるのでございませうから、こういうふうになつておるのであります。決して上にだけ厚くして下に薄くしようという意図は持つておりません。

○片島委員 職階制度を強くした七等級、私は特に大臣にお伺いしようと思ふのであります。実は旧官吏制度において御承知のように、高等官、それから奏任官、判任官、雇員、用人というふうなことに分れておつたのです。ところがまたおかしなことに勅任、奏任、判任、雇用人を見ても定率

がおつちやつたように、地方の方に適用するもの、それから今でも警部補、警部といふふうな形で、二つの定率があるのだから、ちよつとあなたの方が考へておるのは昔の官吏制度を復活したような形になつてゐる。ところが一方においていいことはそのように改めなければならぬのですが、下つ端の方の昇給なんかを見ると、これはさつぱり昔の制度を考慮しないで、一つの看板を掲げる点だけは、昔の金筋を偉い人にだけはつけさせてやつて、下の方の給料はさつぱり見ておらぬというところがおかしいと私は言ひます。これはこの際下の方を少し厚くする。たとへば頭打ちになるような場合でも、二十四カ月もこれは昇給しないんですかね。下つ端の者が二十四カ月も待たなければ昇給しない。上の人は十二カ月でどんどん昇給する。もつとも下つ端でも初めのうちは昇給しますが、だんだん上が頭打ちになつてくると、二十四カ月待たなければならぬ。そうすると少しこの職務がうまく上つておつた、ずり上つておつたやつは、ぼんぼん、ぼんぼん十二カ月で上つていく。

私はもう少し少し昇給期間の問題、金額の問題について下級者、ことに数が非常に多く集まつておるところに優遇する俸給表を作るべきであると思ひますが、この点について一つ淺井さんと大山さんの見解を聞きたい。

○淺井政府委員 御説はまことにございませうけれども、今回の勧告は大体現状を基礎としてやつておるのでございまして、特に政策的な意味は設けませんでしたから、こういうことになつておるのでございませう。これは午前中もなせもつと研究職

の俸給表をよくしないかというお話もございませうが、それにも同様でございませう。これは現状を基礎とした現給分布で作つておりますからこうなつておるのであります。御説の点はこれはまた将来の問題になるだらうと思つております。

○大山政府委員 ただいま總裁から述べられましたのと同様でございませう。○慶徳政府委員 ちよつと私からも補足的に説明を許させていただきます。思ひますのでありますが、先ほど總裁からお話がありましたように、今度の改正法律及び人事院の勧告は現行法の昇給曲線あるいは現行法の昇給率の合理化といふところに、昇給率については重点を置いておるわけでありませう。従いましてただいま御指摘のように、なるほど金額の面から見ますと、上の等級の昇給金額が多いようにできてゐるのでございませうけれども、昇給率という観点からいたしますと、やはり下の等級の昇給率が非常に高うございませう。上の昇給率は少うございませう。大ざつぱりに言いますと四〇から八〇というふうな傾斜カーブをもちまして下の方の昇給率がよくできておる。現在もそうなつてゐるわけでございますけれども、現在のそういう昇給率を維持するといふ考えのもとに作つたわけでありませう。これは実は小委員会の方でもその点問題になつておるもので、私もその方から具体的な資料を差し上げまして、その資料によつてさらに説明申し上げる約束になつておりますので、本日は大まかなことだけをお答え申し上げておきます。

○片島委員 これは人事院では給与局また政府では大山さん、この方々はや

はり自分で作られたんですが、この俸給表というのは大へん重大な問題で、公務員の経済的なまた社会的な地位あるいは権力をどの程度持たせるかといったような問題にまでこれはなっているものであります。俸給表というのは非常に重要でこれは公務員制度を改正するのとはとんと変らないような気がするのです。これによって公務員がほとんど再編成される。編成の仕直しをやるのでありますから、今の公務員がみんなどこかに編成がえをして入っていく。いつの場合でも選挙法を改正する場合に別表が一番問題になるのです。別表だけだつたら大したことはないじゃないかというが、別表が一番が問題になる。相撲で言えは番付が一番重要な問題で番付を変えるために一生懸命やっておるのです。ほかのことはどうでもいいのです。選挙法でも別表がよくならないければ、何ぼ前の法律の文句を変えたら大したことはない。ところが俸給表というものはこれは相撲で言えは番付であり、また選挙法で言えはこれが別表なんです。でありますからこれを作ることによつて、もうほとんどの人たちがみんなどっかの番付に持つていつてしまわれるのです。ところが序の口からでも精進をいたしてとどろん横綱になれる、それをあなたの方はお前の方はこつちの方の番付だ、お前の方はこつちの方の番付だといつて別々のところに番付を作るから、もうその人は永久に上れぬというようになつてしまふ。こういう重要な俸給表を作る場合には、やはりどうしても作る人たちは自分たちが少しでも都合がいいようにということになつてくる。ですからこういう問題は

私は事務局からそれを説明するよりも、むしろ政治的な感覚、考え方から国全体の公務員の再編成をやるというふうな番付をこの際発表しようという、こういう重要なものについては、私は事務局の答弁でなく、一つ労働大臣を委員長の方から督促して呼んでいただきたい、予算委員会の方には用句を言われるからあつちに行つてじつとすわつてゐる。早く労働大臣を呼んでもらいたい。そうして基本的な問題について、あの方はたしかお役人をしておられなかつたから、そういう立場から大臣の見解を聞いて、それからこの問題については話を進めていきたいと思ひます。

実はこのたびの給与法の改正というのは、一番国会における重要法案として一般に注目をせられておるのであります。その際大臣がこの委員会に出席をせられぬというは非常に遺憾に私は考えるわけでありまふ。今申し上げたのであります。ただ単に別表をたくさん作つて並べておる。間隔も大体似たようなものというふうな簡単な考えで、私たちはこれを審議をするわけには参らぬのであります。特に大臣にお尋ねをしたいのは、今度の俸給表改正は、実は公務員制度の改正につながるものがあるのであります。いろいろな別表を作つてまたそれに等級をつけておる。その等級に全部の公務員が編成がえを受けてみんな当てはめられるわけでありまふから、これは非常に重要な要素を含むので、特に事務局といたしましては自分たちにも直接関係することでありまふから、非常に真剣になつて考えられたの

であります。しかしこれは政治的にどうしても私は考えていかなければならぬ問題だと思ふ。特に七等級という等級を作つたことについて、私は大臣の答弁を聞いておりました。どうして納得がいけない。そこで今私が聞いた七等級といふものは、ちやうど旧憲法下における官吏制度をそのままほうふつさせるものがあるのであります。松浦さんは役人としてはたしかおいでにならなかつたと思ふが、しかし大役所には非常に関係のある方でありまふから御存じでしょうが、前には勅任官、奏任官、判任官、雇用人といふのがあつたのであります。勅任官を見ましても、一等、二等、それから奏任官も定率があるので、同じ奏任官で定率が二種類ある。定率というのは俸給の単価です。それから判任官にもまた二種類の定率がある。勅任官に二種類、奏任官に二種類、判任官に二種類、これで六つになるのです。そうしてその下に雇用人といふのがあつたのであります。雇用人といふのはそのまゝ長く勤めれば判任官の下級者に任官をするわけでありまふ。用人といふのはもう判任官には絶対にならない。しかも物件費で、ほんとうに物を扱うようにして使われておつたものであります。今度の七等級制を見ますと、ちやうどこのやうになつておる。そうして判任官には絶対に上らない用人クラスになるものは、技能労働職といつてここにはお前たちは入れぬのだ、こつちうきれいな家には入れぬのだ、お前たちはこつちうきれいな家に住まわなければならぬのだといふ、別表を作つて用人の家、それからそうでなくして、幾ら

か洋服を着た連中が入る家は昔と同じ官吏制度、旧憲法下における官吏制度を踏襲したものであり、これはまさに官吏制度の復活であると思はれるのであります。これは重要な問題ですから、こゝまで考えなければならぬでしよう。せつかく新しい公務員制度ができて、そつちうきれいな公務員制度が新憲法下における官吏制度の一つの規格の中にも一回陳列し直すといふことは、非常に非民主的な反動的なやり方であると思ひますが、俸給表における金額その他については私はまだ論及はいたしてありません。金額がどうあるとも、ちやんとかんぱんにレッテルを張るというその着せ方が、旧官吏制度を復活する最も顕著な例であり、あなたはたゞ官制制度に対しては鋭い批判を持つておられたに違ひないと思ひます。これはほんとうに重要で、この等級は右の方の等級を削つたからといつて、何も俸給表が成り立たぬわけではないのですから、こつちうきれいな七等級とかなんといふ配列はやめて、通し号俸できれいにし、身分のいかなる者は何も上にかなくていいのですから打ち切つてしまふ。こつちうきれいな七等級なり、技能労働職制度は、小委員会がこつちの方を削つてもいいと思ひますのであります。労働大臣はどうお考えでございませうか。

今よりやくあいたのだけれども、また来てくれといつておるのです。それで予算の通過とこの問題との関係であります。私が行かなければ、きやう質問の終るやつが終らなくなつてしまふのです。そこで向うにおつたのですけれども、お手呼び立てがございまして、ものですかやつてきたわけでございますが、決して軽視してゐるわけではございませんから、御了承を願ひたいと思ひます。

たゞいまの御指摘でございまして、官吏制度の復活と私は思つておられます。公務員の方々の一番支持しておられる役所は人事院であります。その人事院の方からこつちうきれいな方が民主主義国家においては適當である、しかももう一点は、職務給として一応十五を七つにするのが適當である、こつちうきれいな答申がございしたものであります。これと生活給とを調和いたしまして、頭打ちの点あるいは横すべりの点というやうなこともともに生活給として解決すると同時に、職務給として七等級にしたのでございまして、封建的な考えにあつて戻するといふことは全然考へておりません。

先ほど事務局と非常に論議をしたので、あなたよりも実は事務局の方が真剣に奮闘せられ、また私もそれに對して非常な反論をしておつたのです。この等級といふやつは頭打ちには関係がないのです。ここにずつと出ておられますが、俸給表における金額のうち一から十六まで並んでおる金額については、通し号俸でもつていきまして、上の方の等級といふのはなくともこの俸給表は成り立つのです。それを

か洋服を着た連中が入る家は昔と同じ官吏制度、旧憲法下における官吏制度を踏襲したものであり、これはまさに官吏制度の復活であると思はれるのであります。これは重要な問題ですから、こゝまで考えなければならぬでしよう。せつかく新しい公務員制度ができて、そつちうきれいな公務員制度が新憲法下における官吏制度の一つの規格の中にも一回陳列し直すといふことは、非常に非民主的な反動的なやり方であると思ひますが、俸給表における金額その他については私はまだ論及はいたしてありません。金額がどうあるとも、ちやんとかんぱんにレッテルを張るというその着せ方が、旧官吏制度を復活する最も顕著な例であり、あなたはたゞ官制制度に対しては鋭い批判を持つておられたに違ひないと思ひます。これはほんとうに重要で、この等級は右の方の等級を削つたからといつて、何も俸給表が成り立たぬわけではないのですから、こつちうきれいな七等級とかなんといふ配列はやめて、通し号俸できれいにし、身分のいかなる者は何も上にかなくていいのですから打ち切つてしまふ。こつちうきれいな七等級なり、技能労働職制度は、小委員会がこつちの方を削つてもいいと思ひますのであります。労働大臣はどうお考えでございませうか。

先ほど事務局と非常に論議をしたので、あなたよりも実は事務局の方が真剣に奮闘せられ、また私もそれに對して非常な反論をしておつたのです。この等級といふやつは頭打ちには関係がないのです。ここにずつと出ておられますが、俸給表における金額のうち一から十六まで並んでおる金額については、通し号俸でもつていきまして、上の方の等級といふのはなくともこの俸給表は成り立つのです。それを

先ほど事務局と非常に論議をしたので、あなたよりも実は事務局の方が真剣に奮闘せられ、また私もそれに對して非常な反論をしておつたのです。この等級といふやつは頭打ちには関係がないのです。ここにずつと出ておられますが、俸給表における金額のうち一から十六まで並んでおる金額については、通し号俸でもつていきまして、上の方の等級といふのはなくともこの俸給表は成り立つのです。それを

先ほど事務局と非常に論議をしたので、あなたよりも実は事務局の方が真剣に奮闘せられ、また私もそれに對して非常な反論をしておつたのです。この等級といふやつは頭打ちには関係がないのです。ここにずつと出ておられますが、俸給表における金額のうち一から十六まで並んでおる金額については、通し号俸でもつていきまして、上の方の等級といふのはなくともこの俸給表は成り立つのです。それを

ので、何にも罪のない公務員の編成がえをやることによつて、この驚きを何とかしておさめていこうという魂胆があつたといふことは、この資料によつても明らかであります。労働大臣はそういう悪意は決してないと言われても、実際はこれまでに行われた作業から見れば、そういうことになるのでありますから、もし、ほんとうにあなたが政治的にこれを考慮するならば、むしろ六・二％の一律ベース・アップをやつて、そうして昇給表をずつといた方が今の公務員に対する親切なやり方であると思ひますが、いかがでありますか。

○松浦國務大臣 先ほどから何へんも答えておりますように、旧法から新法に変わるときは、一号上げてやるということに前提を置いております。それが一年を通ずるならば、六・二％になるという總括的な考え方の上に立つておるのであります。でありますから、私どもは現在やつてゐるのが、御指摘になりましたような悪意をもつてやつてゐるのではない、見方によつていろいろありましようけれども、そういう考えは毛頭ありませんから、御信用していただきたいと思ひます。

○相川委員長 受田君。
○受田委員 あす、ひまがないと困るから、今ちよつと、お疲れでしょうが、大臣、あなたの御在任中の最も重要な法案でありますから、一つがまんしていただきたいと思ひます。私は、あなたの今回出された法案に対して本格的な質問を明日させていただく予定にしておりますが、そのはしりをちよつと……

今、片島君からお尋ねになつたことは、きわめて重要な問題なんです。なぜかという、あなたは目下公務員制度及び給与両方を担当される國務大臣と私は一応確認しての御質問でございます。あなたは、今あなたの御担当になつてゐるお仕事、二十九年にできた公務員制度調査会なる機関によつて答申された諸事項を実践される立場で、その一環として今回給与法案を出しになつたと認めてよろしうございませうか。

○松浦國務大臣 今回の給与法は人事院勧告を基礎といたしまして、公務員制度調査会等の意見も参考として、政府の責任において技術的な面を処理したのでございませう。その基礎は人事院勧告であります。

○受田委員 あなたは、人事院勧告に基き、公務員制度調査会の答申を参考として、政府の信念でお出しになつたとおっしゃつておられる。ところが……

○松浦國務大臣 信念ともいひませんけれども、政府の責任においてやりました。

○受田委員 それは同じことです。そこであなたに一つお尋ねしなくてはならぬのですが、人事院を非常に尊重されるという言葉をしばしばここでお示しになつておられる。これはけつこうなことです。しかし一方において、人事院が勧告した内容と、公務員制度調査会が答申している答申内容とは、似たり寄つたりなものであつて、大同小異であるという形のものとは私は判定するが、それに対してあなたの御見解を伺ひたい。

○松浦國務大臣 まあ大した矛盾はないと思ひますけれども、われわれが参考といたしました点は、始終御指摘になるように、一年と六カ月の問題だけが一番問題になつてゐるのですが、他の方面は大体において人事院の方に重点を置いております。

○受田委員 人事院の勧告というものを尊重される立場に政府が立つてゐることは、私はこれは一応認めるを得ないのですが、しかし人事院というものと、公務員制度調査会というものは、いわば裏面において相通じて、共謀によるところの日本の公務員制度に対する新しい行き方をここで打ち立てようという魂胆のあることを、あなたは十分御承知でございませうか。

○松浦國務大臣 言葉づかいがどうもむずかしいので、その通りだといつていいか悪いかわからないのです。共謀なんというやうな言葉は、おかしいのですが、(受田委員)相はかるといふことですか(呼ぶ)そんな悪い考えじゃなしに、よくしようと思つてやつてゐるのですから、どうもあまり勘ぐつて疑わぬで下さい。実際同僚なんだ、昔から、そうむずかしいこと言われなつて、困つちやうんです。

○受田委員 私はそういう前提のもとに今から質問をさせていただきます。あなた是非常に民主的な立場で、日本の公務員制度や給与制度を改めたというお気持ちを持つ大臣であるとして期待しておつたのです。しかるに、はからずもあなたの今回御提出になられた案には、ある程度最高俸の引き上げとか、あるいは初任給のごく少額の引き上げという配慮をしてゐるのみ

で、実は思ひ切つて、先ほど片島君が指摘されたやうな、旧官僚制度の復活をあわせにお示しになられたものと断定せざるを得ない節がある。なぜかという、今公務員制度調査会では、公務員制度の根本的な改革に關して、この秋ごろまでに何とか成案を得たいと、今調査を進められてゐるようございませう。従つて公務員制度そのものと給与というものを一つの関連事項として、その一部がでこ上つたものが、今回給与法となつて現れたと私は断定せざるを得ないのでございませうが、この点はあなたとしてどのような御見解を持つておられるか、お答え願ひたい。

○松浦國務大臣 人事院勧告によつたものであります。これは調査会の方の意見も参考にいたしております。しかし先ほどからいろいろ御議論があらましますように、旧官僚の復活のためにいろいろことをやつてゐるのではない、か、そういうことが共謀されてゐるのではないかといふやうな、そんな勘ぐつたことは一つ言わぬでもらいたいのです。われわれはそういう考えを持つてゐないのです。実際の問題としては、いろいろ勘ぐつて考えれば、いろいろなことがありましようが、この俸給表といふものは一つの表なんです。その表は運営する人によるのです。運営する者がおしやるやうな考えであれば、今の制度だつて官僚制度に引き戻せるのです。だから私も行政官庁の長になる者は、御指摘になりましたやうなことになるやうに、民主国家完成のためにこれを運用していくやうに、運用の妙の發揮を考へなければいかぬと思ひます。で

ありますから、この表は公正にできてゐるのです。ところがそれを勘ぐつて、あやうくないか、こりゃないかと考えれば、またそれも考えられるのですが、われわれはそう考へてゐない。でありますから、将来官僚制度の復活になるかどうかといふことは、これを運用する大臣あるいは局長以下の、あるいは人事院の、今後の考え方によるものであると思ひます。私はそうあつてはならないと思ひます。少くとも岸内閣においてはそれをやらさないと私は思つております。

○受田委員 あなたは非常に信念を吐露されておられますが、人事院は近く廃止されようとしてゐる。にもかかわらず、人事院に対して今非常に信頼と尊敬をされてゐる御発言があつたが、これは過去のものとすか、将来のものとしてすか。

○松浦國務大臣 過去におきましても現在におきまして、人事院は公正に公務員のために努力されておりますことは認めます。

○受田委員 将来……
○松浦國務大臣 将来においては、人事院を国家人事委員会に改善しようとする案が今国会に出ておまして、審議中であります。私どもはこれはやはり人事院の意思と同じやうな意味において国家人事委員会というものが運営されていくものであると、かように思つております。

○受田委員 そうすると、人事院を改善して国家人事委員会が誕生する、だからその精神は一貫して變るところはないとお考へでございませうか。

○松浦國務大臣 そういふふうに感じております。

○受田委員 そうしますと、国家人事委員会というものは改善された人事院機構である。ところが人事院の持つてゐる今の権限は、国家人事委員会を作らうとされているあなたの方の御意図とおおむね逆な方向に権限を縮小されようとしておることです。これは御存じでございますか。

○松浦國務大臣 室長からお答えいたします。

○大山政府委員 御指摘になりました点は、人事院が廃止された場合に、国家人事委員会ができる、これが権限が縮小されるのではないかと、こういう点だと思ひます。御指摘のありましたように、権限の範囲が狭まります。ただ今日人事院が持つておられます勧告でありますとか、公平裁定でありますとか、試験でありますとか、そういう独立機関としてなすべき機能は国家人事委員会に残るといふふうに考えております。

○受田委員 そうしますと、それは改善という言葉を受当かどうかということとを、大臣からもう一度……

○松浦國務大臣 それはあるいは改組という言葉がいかにもしれませんけれども、この内閣が、政党内閣の責任政治として、この人事の一端を担当することは必要であると思ひます。その点が変るだけであつて、他の面においては変らないと思ひます。

○受田委員 その、人事の一端を政府みずからが手中に納めようとする、その前提として、今回の給与法の改正案が提出されたとは私は認めざるを得ない。その理由は、またその理由に対する反駁は、今後の討論で明らかにするのでございますが、私は一つここで申

し上げておきたい。私は、あなたが先ほど、一緒に内閣委員をやつた関係もあるからと、やわらかく申された間柄です。別に悪意をもつてなす、善意をもつてあなたにお尋ねを申し上げておる。しかも今、日本の国の公務員行政というものは戦後満十年にすぎない。国家公務員法ができて満十年、この満十年を転機として、一つの新しい方向に転換されようとしておる。

その転換のしりがこの給与法案である。しかもその転換の方向は、過去十年間、特に下級公務員に公務執行上の希望を与え、職務執行について非常な満足を与えていたという一応の長所をもつた制度でもあつた。それが、この満十年の経験の何かの形で生かすとおしやつておられるけれども、それを新しい反動の方向へ持つていこうという意図を私は指摘をせざるを得ない。それは先ほど片島君がちよつと触れられましたが、この給与法案の背景に公務員制度というものが必ずひそんでゐるのです。公務員制度を抜きにして、この給与法を審議することは私はできないのです。この給与法は単に別表を押しつけて議論をする問題でなくして、その背後に、日本の国の官吏制度というものを、強力なる権力発動の場として転換させようという意図が十分くみ取ることができると私は思ひます。一例を申し上げますと、この給与法の別表の中に、こまかい問題は抜きとして、中央地方を通じての行政職に対する差等がつけられておる。技能労働職という特別のきつたない賃物を着せるところのワケも用意されておる。お前たちはここまでしか行けないのだといふ、前途に希望を失わしめるところの

措置を用意されておる。私は、ひとしく人間と生まれ、ひとしく国家の公務に従事する職員に、一方は一等職として、しかも中央官庁の一等職として、地方官庁の諸君をへいげいし、この高い俸給表の適用を受けるのみならず、管理職手当というものをもらつて、そしてその手当の比率は依然として二五五の比率で、それだけの高額の手当をいただいて、そのほかには地域給とかその他の手当もいただいて、雲の上の人のごとく仕合せな御生活をされる人があるかと思ふと、一方において一番頂上でもせいぜい一万五千円ばかり、子供をかかえて四苦八苦して、真実公務に従ひながらも、その最高目標があまりにも低いところに置かれた職種があるというところについて、あなたはいかがお考えでございますか。

○松浦國務大臣 いろいろ御指摘がありますが、今おしやつたようなワケがありますが、今おしやつたようなワケがありまして、試験を受けて五級職、六級職に入れば、またその上にいけると私は思ふのです。それからもう一点は、地方と中央の問題はこの間じゅうから問題になつてゐるのです。中央官庁と地方官庁においては組織も仕事も違ふのです。だから一応分けておいても、中央官庁にまた入つてくれば中央官庁の中に入れるんですから、二つに分けておいても別に私は大した問題はないと思ふのです。そんなに差別待遇をするわけじゃない。仕事の性質が違ふんです。だから中央の課長は地方の部長になるというよりなことが現在でも行われてゐるのです。現在十五の通しの中にそれがあるのです。別にこれが御指摘になるように官

僚の陣営を強くするんだ、封建に戻るんだといふことにはならないと私は思つてゐるんですよ。御指摘になるように考えればそういうふうになると思ふのですが、私はこれはすべて運用にあると思ふのです。

○受田委員 ちよつと一口つながらで申し上げておきます。大臣、親愛なる大臣、あなたは今運用のことをおしやつたのですが、運用の原則になる俸給表がはつきり差別待遇を受けてゐる以上、その運用が自然に、たとい人事の交流があつても、交流をされざる人物に対してはもうはつきりとくきづけられてしまふのです。しかも現在の制度においては、運用面にはなほだしく矛盾がある。同じ大学を出た者も、東大を出た者と私立大学を出た者と、同じ大学出としての同等の待遇をしておりますか。あなたの部下である労働省の職員を見ましても、私立大学の出身者がいかに冷遇されてゐるか御存じですか。はつきりした俸給表が、同じ大学出として昇給期間も俸給額も規定されておるが、運用面においては非常に差別待遇をしてゐるじゃないですか。こういうところを考へてみたときに、現在の制度において運用面に大きな矛盾が発生してゐるのに、さらにこの新しい、それぞれの職務を分け、等級を分け、そして一方はさつき申し上げたような高位高官に上り、下級者は最高一万五千円どまりでひや飯を養生食しなければならぬといふような、こういう規則をお作りになつたならば、一その運用面が上に厚く下に薄く、まじめに働く下級職員は冷遇されるという結果をもたらすといふことを御存じでございますか。

○松浦國務大臣 今いろいろ御指摘でございますが、私は私立大学、官立大学、あるいは学校に行かない、小学校だけでも、六級職や五級職の試験を受けて入れれば、同等に戦えると思ふのです。大学に行かなくて、苦学してだつて、五級職、六級職の試験を受けてやれるといふところにこの妙味があると思ふのです。それが上級の者が官学である、官学だけ引張るという学園といふものは、これはやはり断ち切つていかねばならぬと思ふのです。それがこの一番いいところと思ふのです。今の試験制度はそうなつてゐる。しかし今後高文といふか、もとの官吏制度の試験をやるといふようなことは考へてゐないのです。今までの五級職、六級職のものでいい。こういうことで考へてゐるのですから、試験を受けて入るのだから、それは運用によつてはどうでもできると思ふのです。どうでもできるということは、御指摘のような差別待遇じゃないと思ふのです。

○受田委員 あなたは実情に通じておられない。各省の実情をごらんになられたときに、大臣のおめがねにかなひ、あるいはいろいろな立場で好意的に用いられる人もある。ごくまれに一部がほとんどお上りになるだけです。あとは公務員試験に合格した職員でも、現に何人採用されておりますか。採用された職員の中でだれが優遇されておりますか。それをながめたときに、まじめに働く下級公務員に対して希望を失わしめる原因が、幾多ひそんでゐるのを御存じですか。

○松浦國務大臣 それをどう改正したらよろしいのですか。

○受田委員 だからここに公務員制度と兼ね合うようなこうした給与制度を設けて、七等級という嚴重なワクをはめて、最下級に任命された人にそのワクの中でしか生活のできない立場に立たされておるといふような形のものを持たないで、等級差を撤廃する、あるいは現行通し号俸等の尊重の形式をもつて努力していく。能率を発揮する人に対する正当な報酬はこれを私は認めますよ。認めますが、まじめに努力しても、いろいろな立場で下積みになった人々に対して、道を開くような方向の制度をお出しになるならば、これはあなたの御心配の点が失われるのです。特にあなたはそういう意味では、かつて勤務の中から育ちになられて、今日大臣の榮冠を得られた立志伝中の方ですから、私は願わくは、この公務員制度に対しては旧官僚制度の復活を断固排撃せられる目的をもって、この等級制の撤廃、あるいは現に輕視されておる下級公務員に対して希望あらしめる措置をとるか、あるいは公務員試験に合格した人に対してはひとしく優遇の道をとるか、あるいは東大とか慶大とか官私の別なく、これを人材主義で重く用いられるとかいうことになるならば、これはあなたの今の御心配は完全に救われることを私はここで示し申し上げるわけでございます。その点において給与制度と公務員制度とが一環として流れておる、相はかつて提出されたこの給与法が、氷山の一角として、あなた方が今計画しておられるところの大なる官僚制度の復活、人間に差別待遇を与えるような大構想の一端であるということ、私は指摘せざるを得ないので、今さよう申し上げたのでございます。御見解はいかがでございますか。

○松浦國務大臣 それは見解の相違です。あなたの言ひ方もいろいろ言い過ぎもずいぶんあるし、それは見解の相違なんですけれども、今御指摘になりましたような考え方に立つておるのです。それは悪くしようと思つていない。特に今いろいろおっしゃったのですが、私は昭和十二年から議員をやっております。当時の官僚のやり方については私は全くいけな思つておる。直したいと思つておる。それがこの案にひそんで隠れておるものがあつて、それを私が看破することができなかったならば、これは自業自得でやむを得ないと思ひけれども、そういうことはないと僕は信じておる。それをあなたはあつたとおっしゃる。私はないと思ふ。だからそれはもう見解の相違ですから、どうか一つ御了承願ひたい。

○相川委員長 有馬君。○有馬(輝)委員 大臣はこの前の予算委員会のときみたいに質問のポイントをはずさないように、一つはつきり答えていただきたいと思ひます。まず第一に、この前も指摘いたした現業との格差について、石橋君の質問に対しても実施面で善処したいといふようなことを言つておられるが、実施面で具体的にどうできるのか、この点をはつきりお示し願ひたい。

○松浦國務大臣 現行制度よりも著しい格差の起らないように、最善の努力をいたしますが、これは多数の号級、等級等のことでございますから、非常に著しい変化があるといふような場合においては、その調整をするつもりであります。その調整の内容においては自治庁からどうぞ。

○有馬(輝)委員 ちよつと待つて下さい。少くともこれは昨年の七月一日付の大蔵省の主計局の給与実施報告書を見ても大きな差がある。今度仲裁裁定が実施されるということになると、その格差はさらに拡大するであらうことは明瞭であります。それを実施面であなたは簡単に善処したいといふけれども、実際できるのかどうか。その点はつきり大臣の方から御答弁願ひます。

○松浦國務大臣 今の御質問は、著しい変化のあつたものを調整するといふのは、どうして調整するといふお問ひであつたのですか。

○有馬(輝)委員 そうではなくて、三公社五現業との……○松浦國務大臣 三公社五現業との問題については、多少高いといふことは人事院も言つておられますが、この問題は今仲裁裁定の最中でありまして、この問題の比較については、今係争中の問題でありますので、ここではつきり申し上げることができないのであります。

○有馬(輝)委員 この前も私は予算委員会、総理にその点をお話申し上げた。今あなたは盛んに、受田さんに対して、片島さんに対して、よくしたいと思つて一生懸命やつておるのだといふようなことを言つておりながら、その口裏では今のような御答弁をされる。それは議會答弁なんだ。問題は調停のときにも言つたように、仲裁裁定が似通つた形で出るであらうことははつきりしているじゃありませんか。さらにこの差が拡大されることはつきりしておるじゃありませんか。それが現在係争中だからどうだこうだ、どたんばにならなければものを言わない。当面をどうにか切り抜けていけばそれでいい、そつたこと、どうして公務員の給与の改善ができるのか。いいかげんな答弁ではなくして、どうしたいといふことをはつきり言ひなさい。そうして財源的な措置はどうするのだ、それを言わなくて、何の答弁になりますか。

○松浦國務大臣 先ほどから申し上げておりますように、仲裁裁定は係争中でありまして、これをどういふ裁定が下るかといふことをここで予想することはできません。それは労働省の中に仲裁裁定の委員会がありますけれども、法務省の中にある裁判所と同じであります。それを今から予想して、幾らになるからどうするといふことは、言う方が無理なのです。

○有馬(輝)委員 あなたも御承知のように、調停委員会と仲裁委員会というものは一本建になって、人的構成は一緒なんだ。そこから出てくるであらう結論といふものは、当然予想できないけれども、それはさういふことですか。この前も私は争議を長引かせた責任は政府にあるといふことを申し上げた。当然に予想されることに対して調停が出てからでんやわんやする。国鉄は仲裁を申請しておるのに、政府が引き延ばしてその責任を労働組に転嫁して口をぬぐつておる。あなたはその事情をよく御存じじゃありませんか。いいかげんな答弁はよしなさいよ。

○松浦國務大臣 それで何を聞くのですか。

○有馬(輝)委員 実際に出てくるであらう五現業との大きな給与上の差といふものをどう処理されるかといふことを伺ひしておるわけですか。

○松浦國務大臣 私は何べんも同じことを言ひます。今の問題については、幾らになるかといふことは、仲裁裁定が決定しなければわからない。しかし仲裁裁定の決定したものは誠意をもつて尊重をいたします。その結果において、差異が、また前よりも著しく違つてきたという場合においては、やはり人事院の勧告その他があることだと思つております。

○有馬(輝)委員 その際の財源措置はどうしますか。

○松浦國務大臣 今からそれを申し上げることはできません。金額はどうなるかわからないじゃありませんか。

○有馬(輝)委員 僕は金額のことを申し上げておるのではなくして、当然ある程度の形で引き寄せなければならぬことははつきりしておると思ふ。で、すでに予算は通過しておる。プラス・アルファをどう処理するかといふ点については、今から心がけておかないと、ちや何にもできないじゃありませんか。仲裁裁定が出てからその結論に従つて何とかするといふけれども、さういつた見通しがなくて何の答弁になりますか。いま一度御答弁願ひます。

○松浦國務大臣 その問題ではなくて、今の御質問は現在でも差が多いじゃないか。しかしさらに調停のような金額をのめば——調停と同じようなものが出ると仮定して、それをのめばさらに差が大きくなるのじゃないか、その差をどうするかといふ私は御質問だと思ひます。だからそれ

はそのときになってみなければ、今から予想して御答弁申し上げることはできません。

○有馬(輝)委員 困ったことですが、これ以上申し上げてもしょうがないので、これはよくあなたの方が考えておかないとんでもないことになります。念のために申し上げておきますが、これ以上追及いたしません。そういったいいかげんな態度では、公務員の諸君は納得いたしませんよ。あとで浅井さんには今の問題で御質問いたしますが、労働大臣は急いでおられるので、問題点を二、三点だけ申し上げますから、簡単に御答弁願います。

あなたはさつき受田さんの質問に対して、言わぬでもないことを、地方と本省を分けたことについて、仕事の実体が違ふからやむを得ないというように答弁をされたけれども、少くともスムーズに人事行政というものを進行するためには、現在のあり方の方がずっとよい、仕事はどこの方がよいのか。皆同じような仕事をしておる、ボリユームについても同じだ、その持場々々はあるかもしれないけれども、その点についていま一度御答弁をいただきたいと思ひます。

○松浦国務大臣 中央と地方とは職務の段階も違ひますし、仕事の内容も組織も違ひます。それで地方と中央に段階をつけました、詳細につきましては室長から答弁させます。

○有馬(輝)委員 現在勤務地手当あるいは超勤手当、扶養手当、こういったものについて廃止の方向に動いておるよりであります、そのような考え方を持っておるのかどうか、この点を簡明にお答え願ひます。

○松浦国務大臣 勤務地手当につきましては目下いろいろ検討中でありまして、大体国会に御相談願ひような方向にいくだろうと思ひますが、まだ各種の機関において検討中でございます。

○有馬(輝)委員 最後に希望として申し上げておきますが、よくなれかしとあなたが一生懸命作ったというこの給与体系は、この前も私が申し上げましたように、いわゆる恐怖の報酬と同じなのでして、そこらへんについてあなたはやはり自信を持っておられるようですが、この次の機会にはあなたには質問いたしません。慶徳さんなり何なりに質問いたしますから、それによく聞いておられて、そうしてほんとうにあなたが考えておられるようによくなつておるかどうかを見きわめた上で、真摯な態度で、国家公務員のために譲るべきものは譲るといふ線を出していただきたいと思ひます。きょうは迫水さんも来ておられることでやむを得ませんからどうぞ……

では浅井さんにお伺ひいたします。あなたは三公社五現業との給与の開きが、勧告される際にもその事実があることをお認めになつておられるのです、今度仲裁裁定が出る、大体たゞいま私が申し上げましたように、調停の線と同じようなものが出るだろうことは、常識的に予想されるわけです。そのうなると、さらにその差は大きくなるのですけれども、浅井さんとしてはこれをどう処理されるつもりか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。石橋君の質問に対しては、将来勧告の際に考慮しようというような答弁を——新開で拝見したので、これは間違ひだらうと思ひますが、もしそういう答

弁だつたら、浅井さんの答弁になりますので、その点をお含みの上、御答弁をいただきたいと思ひます。

○浅井政府委員 三公社五現業と一般公務員との給与は、三公社五現業の給与を人事院が所管しておりませんために、はつきりとわかりませんけれども、勧告の中に書き添へたように、三公社五現業の方が全体として上回つておるに思つております。それはただいまもさういふに思つております。

そこで第二の点といたしましては、三公社五現業の給与と一般職の給与といふものが全然独立した、関係はないのかといふと、これは国鉄法二十八条その他にも、やはり国家公務員の給与を考慮し、とございますから、この間にはある程度の権衡は保たなくてはならぬ。そこで今回仲裁裁定等がどうなるか、それはただいまの段階においては労働大臣の言われる通りわからぬのでありますが、それによつて給与の格差が増すかもしれません。そういう場合には人事院としては給与の均衡を保つということに心がけなくてはならない、かように考えております。

○有馬(輝)委員 抽象的な御答弁でなしに、現実にはどう出てくるのですから、その際にどうするかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○浅井政府委員 それは、最終の形におきましては、ただいま参院の予算委員会でも答えたのでございますけれども、人事院は勧告権しか持つていないのでありまして、それ以上の権限はございません。

○有馬(輝)委員 この点は少し議論の存するところであらうと思ひますけれども、少くとも三公社五現業がどうなるであらうかということをご予想されて、今度の勧告がなされなかったのですか。

○浅井政府委員 三公社五現業の団交による調停案というものは——あの勧告は何ぶん去年の七月のことでありまして、それは予想しておりません。

○有馬(輝)委員 議事進行について。今までは大臣に基本的な点だけをお伺ひし、浅井さんに基本的な点だけをお伺ひしたのですが、委員長は議事の進め方だらうと思ひますけれども、やはり今度の給与体系のあらゆる問題についてお伺ひしたいと思ひますので、明日やはり同じ形で続けられるのかどうか、そこら辺について若干お伺ひしておきたいと思ひます。

○相川委員長 いずれ理事会で相談いたしまして……

○有馬(輝)委員 私の方はただすべき点はただしておきたいと思ひますので、理事会で手配の方もぜひ今日の形を明日も続けさせていただくことを考へまして、私の質問はここで保留いたしておきたいと思ひます。

○受田委員 総裁にあしたゆつくりお目にかかりますが、お疲れでございますし、あしたお尋ねするに当たつて、一、二事前にお答え願ひしておきたい点があるのです。

それは、あなたは最初からずっと公務員制度の担当者として、また国家公務員法の中にある人事院の総裁として、終戦後の日本の公務員制度を打ち立ててこれら最高の功労者でいらつしやいますので、日本の公務員制度の

あり方についてはどうあるべきか、あるいは給与制度はどうすべきかということについての一つの大きな信念をお持ちだと思ひます。それが最近政治的に、あなたの良心を曲げざるを得ないような方向にいろいろな圧力が加わり、そしてあなた御自身もそれに順応せられるような悲しい羽目に陥つておられるのではないかと、これを私は考えざるを得ない。何となれば、今松浦先生もおっしゃつたのですが、人事院は尊重しなければならぬ、今後人事院を尊重するとおっしゃつておられたのでございまして、すでに人事院を廃止する法案を出しになつていふというやうな現状において、あなたの御心境は、私はほんとうに御立場が苦しいのじゃないかと思ひます。そこでせつかくあなたがお情念を持って、日本の公務員制度を改革して、民主的な制度を打ち立てようとするその前進の過程において、すくなくと伸びる芽をつみとられるやうな形に、あなた御自身が考へておられないのかということを感じるのでありますが、それを伺ひたい。

○浅井政府委員 問題が二つあると思ひます。人事院廃止が問題になつておるから、多少弱くなつておるやうなことはないかということですが、決してそんなことはありません。これはもうなれておりますから、決してさういふことはございせん。しかし創立後今回までまだ廃止はされておらぬのでございまして、ただいま参議院の予算委員会におきましても、岸総理大臣は人事院の勧告は今後もよく尊重する、かように仰せられておりますから、決してそれがために私が弱くなつておるということとは全然ござい

ませんし、私の事務当局もさうなことはございません。

第二は、何か政治的な圧迫が人事院へだんだん加わってくるんじゃないかというところでございますが、これは私が一番よく知っているのです。そういうことは絶対にありません。次に人事院の生命線ともいべき勧告の内容につきましても、政府から公けにも私にも干渉を受けたことは、人事院創設以来一ペンはないのであります。外部から新聞記事等にいろいろな話が出るようでございますが、それは話がおもしろ過ぎるのであつて、決してそういうことはございせんから、どうぞ御休心を願ひたいと存じます。

○受田委員 それである程度安心したのですが、お隣りに座っておられた大山先生は、わずかな職員を抱えて、今公務員制度調査室で苦勞しておられる。先ほどから見ていると、頭を抱えてずいぶん御疲勞の色が見えているのです。それはいかに公務員制度調査室が数十名の職員で苦勞しているかの証拠であつて、大へんお氣の毒に思つてゐるのです。そこで人事院は、公務員制度調査室に対して常に適當なる資料を与へ、指導を加へ、公務員制度調査室の事務推進の上に大いに貢獻しておられると私は想像してゐるのであります。ひが目でございせんか。

○浅井政府委員 それは一つの大きな限界があるのだらうと思ひます。公務員制度調査室は総理府の機関でございます。人事院は独立の機関でございますから、手助けをすると思ひしても限界があるので、人事院の独立性を害せられるところまで立ち至つて協力することはできないのでございます。早い

話を申しますれば、今度の勧告と政府案との違いなどというものは、人事院の協力があつたら出なかつたかもしれないのであります。たとえば行政職俸給表を二つに分ける問題は、人事院は一つ、政府は二つ、これはさういふふうな違つた二つの機関として動いてゐるからだらうと思つております。

○受田委員 勧告をされて後に、公務員制度調査室でいろいろ作業していくその過程において、人事院でこつすべきであつたという、すなわち手直しの程度のいろいろな構想も自然に浮いてくるものだと思うのです。そういう人事院勧告後における人事院の新しい構想というものは、政府案をお出しになるときは、公務員制度調査室にあつた方からお伝えになりますか。

○浅井政府委員 さうなことはございせん。新しい構想というものはないのであつて、人事院の構想というものは、意見の申し出に終つてゐるのでございせん。それ以上は政府がやるべきことだらうと思つております。ただここで一つ非常に問題になりますのは、今度この法案が国会を通りますれば、その実施の責は人事院が現行制度では持つてゐる。そうすると、人事院は実施官庁として仕事をやる、かようになつております。

○受田委員 実施官庁としての人事院であることもよく承知しておりますが、しかし数十名のわずかな職員、厳密にいへば三十何名ですか、わずかしいないのです。その職員で各省にまたがる大事な給与体系をまとめるというところは容易でないのです。そこで自宅のように数百名をかかえた知能の果であるといわれている人事院が、何か

の形で御協力をしてあげなければ、やはりその成果はあげられない。そこで大山先生が非常な苦惱の色をお示しになつてゐると私は判定するわけです。これはひが目でなくして、現実の問題として、公務員制度調査室と人事院とに交流がしばしば行われ、意見の交換がしばしば行われている。それは實際やつていいと思ふのです。だからそれは一つも遠慮する必要はないと思ふのです。いいことはいいとしてどんどん意見を述べるといふことで、せめて人事院というりっぱな機関ができてゐる以上は、その人事院の權威を守るために一つがなばつて下さい。これが壊滅した後における日本の將來を考えたときに、私は非常に憂慮するものがあると思ひます。そこであなたにその点をお願いしたい。

それから明日までにお願ひをしておきたいことがあるのです。それは、各国の公務員の給与制度、すなわち主要国の中における、特にあなた方が平素参考にしておられるところの高給者と下給者の給与の比較というふうなものを十分お示しいただきたいと思ひますので、それを御提出願ひたい。

もう一つは、公務員制度調査室は給与全般の問題を担当しておるわけですから、あなた方は単に一般職の公務員だけなんです。そこに非常にまた食い違ひが起るわけなんです。人事院の担当してゐる一般職だけでもせい一ぱいのところへ、他の各省にまたがる特別職やらあるいは一般の公務員制度、地方公務員の制度にまで検討を加えなければならぬというところに、公務員制度調査室の大きな重荷があると思ふのです。そういうことについて、公務員制

度調査室が答申をいたしました答申案を十分参考にして、政府は公務員制度についてもこの秋ごろには何かの答申を得たいという御意図のようでございますが、今後人事院は何かの形で協力をされますかどうか、その問題について一応お答えをいただいて、質問を終わります。

○浅井政府委員 よくわかりました。第一の資料、これは公務員制度調査室にはございせん。人事院しかないと申します。これはさつそくお出しをいたしますが、印刷の都合がございまして、印刷の時間をいただきました。第二の問題は、もし協力を求められれば、それは協力して少しも差しつかへはございせん。

○相川委員長 次回は明二十九日金曜日、午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後六時四十三分散会

昭和三十三年四月一日印刷

昭和三十三年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局